

第1期文化経済部会 基盤・制度ワーキンググループ 参考資料集



令和4年3月29日（火）
文化庁 文化経済・国際課

報告書の目次、本資料における該当ページ

1. 本ワーキンググループについて（p.4～p.5）

2. 文化芸術領域への寄附の促進（p.7～p.33）

- （1）我が国における文化芸術領域への寄附の現状について（p.7～p.13）
- （2）クラウドファンディング等の手法について（p.14～p.22）
- （3）企業版ふるさと納税の活用について（p.23～p.28）
- （4）美術品等の現物寄附について（p.29～p.32）

3. 公的な鑑定評価制度の検討について（p.34～p.50）

- （1）美術品の公的な鑑定評価制度の目的・必要性（p.35～p.41）
- （2）本制度が対象とする価格（p.42～p.43）
- （3）本制度設計の基本的な考え方（p.44～p.48）
- （4）その他
- （5）「公的な鑑定評価制度に関する基本的な考え方」（p.49）

4. 新たなメディア・テクノロジーを巡る潮流への対応（p.51～p.67）

- （1）文化芸術コンテンツを巡る環境変化（p.52～p.53）
- （2）映像制作領域の動向（p.54～p.55）
- （3）新たなメディア・テクノロジーとしてのNFTについて（p.56～p.61）
- （4）新たな表現の場としての仮想空間（メタバースを含む）について（p.62～p.66）

※項目名は、「報告書」の項目名と合わせているため、該当ページが存在しない項目があることに注意。

※本資料は、第1期文化経済部会基盤・制度ワーキンググループの事務局説明資料を再構成したものであり、資料に記載されている内容は、各ワーキンググループ開催当時（2022年1月～3月）の情報であることに留意が必要である。

1. 本ワーキンググループについて

2. 文化芸術領域への寄附の促進

- (1) 我が国における文化芸術領域への寄附の現状について
- (2) クラウドファンディング等の手法について
- (3) 企業版ふるさと納税の活用について
- (4) 美術品等の現物寄附について

3. 公的な鑑定評価制度の検討について

- (1) 美術品の公的な鑑定評価制度の目的・必要性
- (2) 本制度が対象とする価格
- (3) 本制度設計の基本的な考え方
- (4) その他
- (5) 「公的な鑑定評価制度に関する基本的な考え方」

4. 新たなメディア・テクノロジーを巡る潮流への対応

- (1) 文化芸術コンテンツを巡る環境変化
- (2) 映像制作領域の動向
- (3) 新たなメディア・テクノロジーとしてのNFTについて
- (4) 新たな表現の場としての仮想空間（メタバースを含む）について

1-1. 文化経済部会基盤・制度WGについて

(1) 設置趣旨

税制上の問題を含め、文化芸術の振興にかかる基盤・制度等について議論・検討する。

また、公的な鑑定評価制度についても、制度のあり方や、導入方法、推進方法等を議論・検討する。

(2) 文化経済部会第1回での関連する議論

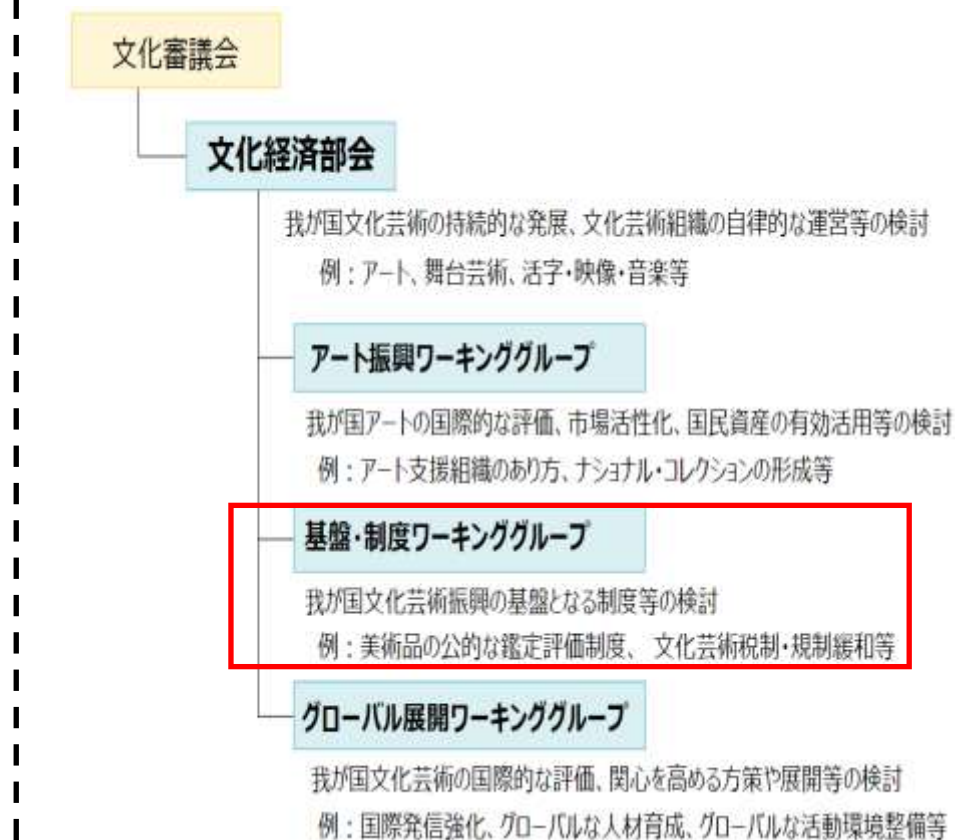
<文化と経済の関わり方>

- 無料で文化を提供することもSDGsの観点からも重要。(行政におんぶにだっこではない形が模索されるべきだが) 経済の自律性・非営利・行政の支援の関係についても考えていきたい【岡室】
- (美術界のマーケットサイズの小ささを例に) アカデミアとビジネス、マーケットの世界が互いにつながり合って高めあっていくような仕組みが必要【小池】

<デジタルとの関係>

- 大平政権の田園都市構想と文化重視・文化的成熟という2つの柱。岸田政権でデジタル田園都市構想を打ち出していることも勘案し、デジタルを媒介に成熟文化社会を構想(デジタル文化立国構想)すべきではないか。【吉見】
- 芸術の価値が国境を越えて決められていく状況下で、デジタルと土着的な文化の組み合わせをグローバルに展開していく観点から何が必要か検討すべき【サコ】
- NFTアートやメタバースによって、メディアアートやパフォーミングアーツといった残し方や売り方が難しかったものが新たな形で出せるようになるので、新たな発表の場やプロモーションの場として(NFTやメタバースも)議論すべき【山口】

(参考) 文化経済部会の構造



1 - 2. 議論のフォーカス

- 本WGは、文化経済部会の議論の対象のうち、特に**税制・制度改正等に係る論点**を検討する。
- ただし、非常に論点が幅広いことから、**「文化芸術分野への寄附促進」「美術品の公的鑑定評価制度」「グローバル化・デジタル化の新たな潮流について」**の3つの論点に絞って議論したい。

(1) 文化芸術分野への寄附について

- 文化芸術を支える担い手の多様化について
- 企業からの寄附について
- 個人からの寄附について
- 現物寄附（美術品など）について

(2) 美術品の公的鑑定評価制度について

- 公的鑑定評価制度の目的・在り方について
- 具体的な制度設計の方向性について

(3) グローバル化・デジタル化の新たな潮流について

- 世界の動画等のコンテンツ制作に係る動向について
- 最新テクノロジーを活用した文化芸術活動について

(参考) 文化経済部会吉見座長からのご示唆

- ・ デジタル化は、「縦軸」と「横軸」の二つで考えるべき。

- ・ **縦軸 = 時間軸：過去の蓄積を資産化する。**

保存・蓄積・再生のサイクルを形成するために、デジタルアーカイブや文化資産の保存が重要である。その際、相続税の問題などが生じる。

- ・ **横軸 = 空間軸：デジタルを軸にいかに関係をグローバルにつなぐか。**

著作権に関する課題、オープンワークや知的財産権の問題。

国内の財が海外に流出するのではなく、海外資本や投資家を呼び込む。

- ・ 縦軸と横軸の交わる場所にあるのは、**人・担い手**。どう育てていくか。

1. 本ワーキンググループについて

2. 文化芸術領域への寄附の促進

- (1) 我が国における文化芸術領域への寄附の現状について
- (2) クラウドファンディング等の手法について
- (3) 企業版ふるさと納税の活用について
- (4) 美術品等の現物寄附について

3. 公的な鑑定評価制度の検討について

- (1) 美術品の公的な鑑定評価制度の目的・必要性
- (2) 本制度が対象とする価格
- (3) 本制度設計の基本的な考え方
- (4) その他
- (5) 「公的な鑑定評価制度に関する基本的な考え方」

4. 新たなメディア・テクノロジーを巡る潮流への対応

- (1) 文化芸術コンテンツを巡る環境変化
- (2) 映像制作領域の動向
- (3) 新たなメディア・テクノロジーとしてのNFTについて
- (4) 新たな表現の場としての仮想空間（メタバースを含む）について

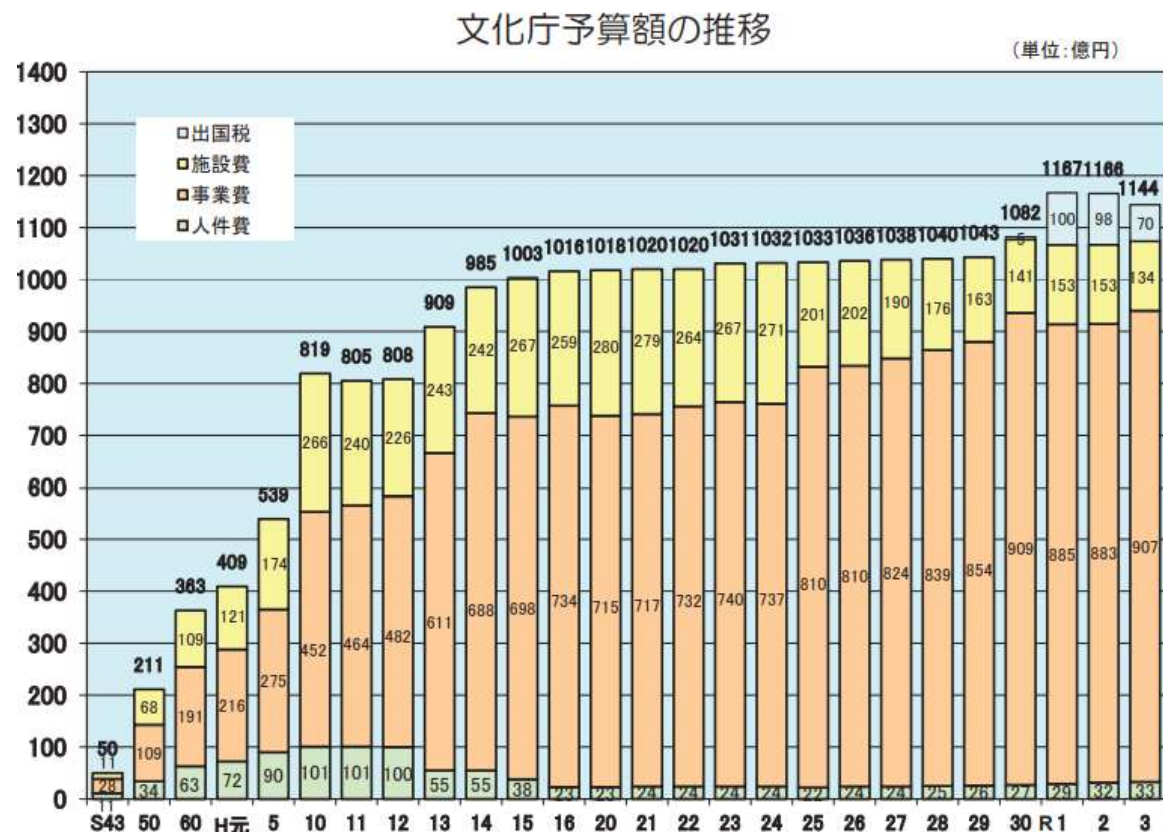
2-1. 我が国の文化芸術業界を支える構造について

- 我が国の文化芸術分野は、これまで主に補助金等の公費によって支えられてきている構造にある。諸外国、特に多くの欧米先進諸国（フランスを除く）と比べると、公費依存の体質が強く、成長を支えるエコシステムが不在。
- 文化庁の予算規模は、平成15年頃から約1,000億円前後のまま、20年近く横ばいを続けている。

諸外国における資金調達状況

Public Funding Model	Incentive-Based Model	Balanced Model
政府の支援を基盤にセクターが成立 政府財源への高い依存度は比較的未成熟な文化芸術セクターにみられ、セクターの成長を支える <u>エコシステム</u> が不在。	民間投資を喚起するインセンティブを展開 民間投資を誘引する様々な <u>インセンティブ</u> が存在。なお、このようなシステムには、キャパシティビルディングのための様々な助成金や支援ツールも含まれているのが一般的。	15%以上の民間資金のモビライズを達成 文化活動の支援基盤を長期にわたり形成。音楽や映画、デジタルコンテンツ等の <u>新たな価値の創出を軸</u> とするクリエイティブインダストリーが成熟しており、文化芸術セクター自体が自立可能な状態となっている。
該当国例 スウェーデン サウジアラビア アラブ首長国連邦 フランス このモデルは、文化観光が大きな収益源となっているフランスのような国にも適用されている。	該当国例 カナダ オランダ シンガポール イタリア このモデルが機能するためには、公共の関心と意識が高く、文化開発の成熟度が高い必要がある。	該当国例 英国 オーストラリア 米国 SDGs文脈における「○○×アート」等、魅力的な連携先となり得るカルチャーセクターに対し、戦略策定、社会インパクト投資の概念・手法の応用やファンドレイジング等多岐にわたるビジネススキルの支援体制が構築されている。

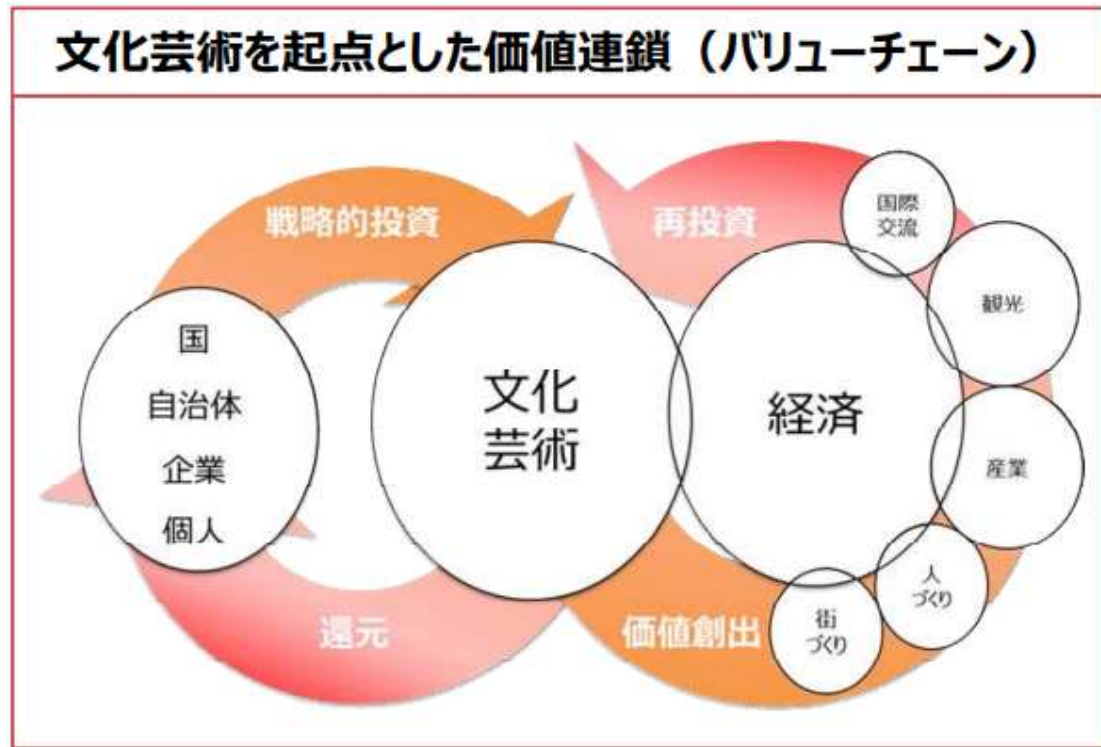
文化庁の予算推移



2-2. 文化経済戦略で目指す姿

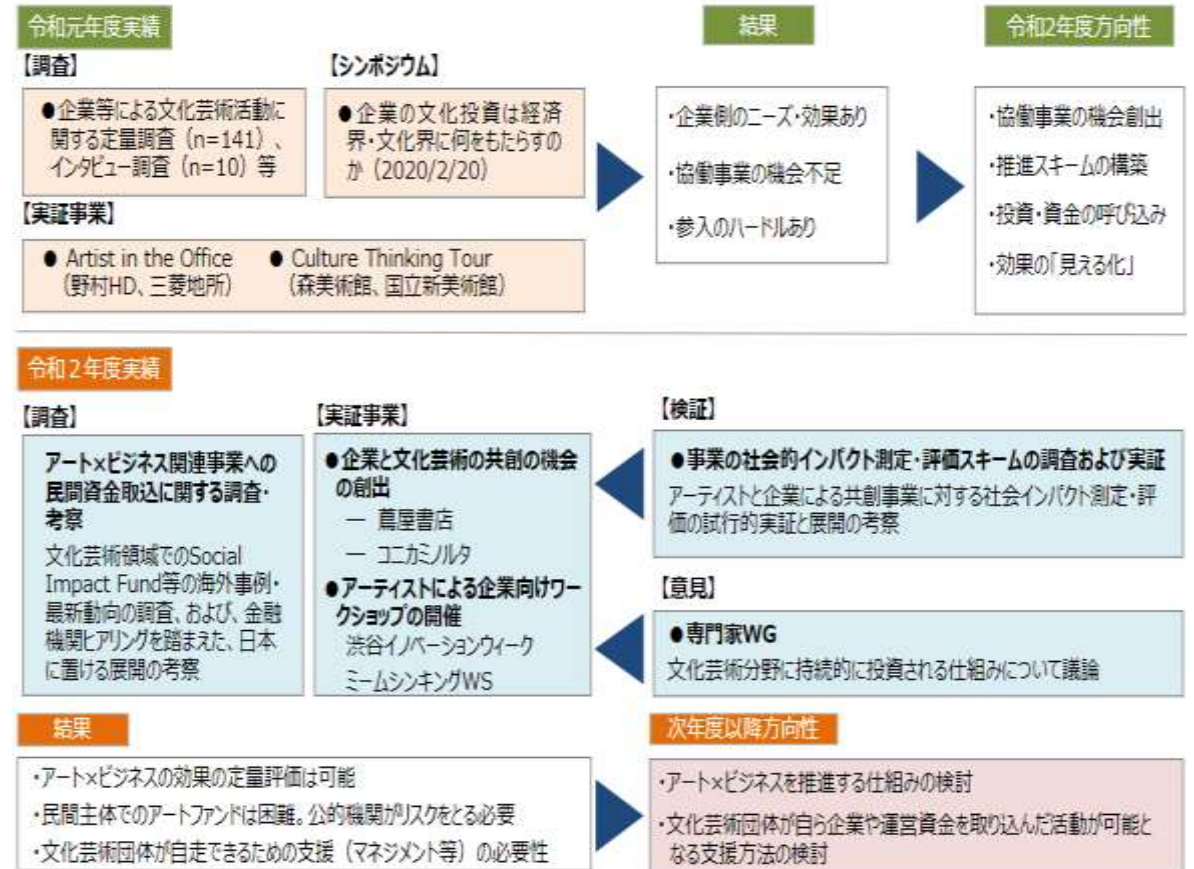
- 2017年12月に政府が策定した「文化経済戦略」においては、文化芸術を起点とした価値連鎖の構造として、**経済領域との連携**や、**国に限らない様々な主体が文化芸術を支える構造**を目指している。
- 令和元年より実施してきた「文化経済戦略推進事業」では、企業からの事業投資を促すための方策について、実証事業等を実施し、企業による文化芸術への投資促進に向けた課題等を整理。

文化経済戦略で目指す姿



(出所)「文化経済戦略 概要」(2017年12月内閣官房、文化庁)

文化経済戦略推進事業（令和元年・2年）



2－3．（参考）博物館法を巡る動き

- 2021年12月に文化審議会博物館部会がとりまとめた「博物館法制度の今後の在り方について（答申）」では、これまで**地方公共団体や一般社団・財団法人等に限定されていた「博物館登録制度」の対象を、法人類型ではなく、博物館の活動やその公益性に着目する制度改正が提言**。現在、法改正に向けて検討中。
- 現行の枠組みでは登録された私立博物館等の一部に認められている**優遇措置等について、どのように整備するか検討する必要がある**。

博物館法制度の今後の在り方について（答申）概要

登録博物館に関する主な税制上の優遇措置（令和3年度）

Ⅲ 新しい博物館登録制度の方向性

●理念と目的

「底上げ」 規模の大小に関わらず、要件を満たす**各地域の博物館を広く振興**し、その活動と経営を改善・向上

「盛り立て」 予算措置を含む総合的な施策の推進により、**創意工夫や新たなチャレンジを支援**

➡ 博物館とその資料について、国民にとって**より身近でより必要なものとして価値が向上し、その価値に対して更なる支援・投資がなされ、経営基盤が充実されていくという好循環の形成**

●制度の見直しの方向性

設置主体 現在、地方公共団体、一般社団法人、一般財団法人、宗教法人等に限定されている設置者の**法人類型による限定を見直し、設置主体を拡大**。
新たに対象となる民間の法人は一定の公益性を担保。

審査基準 現行の外形的基準に加えて、**博物館としての活動も考慮**。

審査主体・プロセス 引き続き**都道府県等の教育委員会が審査**。その際、**専門家の意見を聴取**。

継続的に活動と経営の改善・向上を図る仕組み

定期的な報告等による水準の維持・向上。新制度移行に当たって、**5年程度の移行措置期間**の中で再度審査。

博物館による他館や関係機関との連携の促進

- ・博物館同士が、資料や職員の交流をはじめとした連携を行うネットワークを形成することを促進。
- ・地域の関係機関との連携による社会的・地域的課題（まちづくり・観光・福祉等）等への対応を促進。

新制度と連動した総合的な博物館振興策の推進 予算や税制などインセンティブをできる限り拡大。

●その他の措置すべき事項と今後の課題

- ・国立の博物館を含む、**すべての博物館の振興**のための枠組み等の制度整備についても今後検討。
- ・**学芸員制度は中長期的な課題**として引き続き検討。学芸員補は進学率向上等を踏まえ一部見直し。
- ・保存・修理等の**館種に応じた様々な専門的職員の養成・資質向上**のための規定の整備、現職研修等の一層の充実。

等

○国税関係

博物館事業の実施主体に係る優遇措置	
博物館※において標本等として用いる物品を輸入し又は寄贈された場合の関税の免除	博物館等が、標本等として用いる物品を輸入した場合、又は当該物品を寄贈された場合には、関税は免除される。 ※ 国及び地方公共団体が設置する博物館は登録を受けているかどうかにかかわらず対象
博物館を支援する者に係る優遇措置	
博物館への贈与及び遺贈のみなし譲渡所得の非課税	個人が財産を公益社団・財団法人、特定一般法人その他の公益を目的とする事業を行う法人に贈与又は遺贈をする場合で、一定の要件を満たすものとして国税庁長官の承認を受けた場合には、当該財産の贈与又は遺贈はなかったものとみなされ、みなし譲渡所得課税の規定は適用されず、所得税は課税されない。
博物館※に寄託している登録美術品についての相続税の物納順位の特例	納付すべき相続税額を延納によっても納付することが困難な場合、美術品の美術館における公開の促進に関する法律に規定する登録美術品（相続時に既に登録を受けているものに限る。）を相続税の物納に充てることができる。その際、物納の優先順位が通常の動産については第三位であるが、当該美術品については、第一位に繰り上げられる。 ※ 博物館相当施設も対象
博物館※に寄託している特定美術品についての相続税の納税猶予及び免除の特例	文化財保護法に基づく保存活用計画を策定し、国の認定を受けて美術館等に寄託・公開された重要文化財・登録有形文化財（美術工芸品）については相続税の納税猶予の特例が認められている。 ※ 博物館相当施設も対象
博物館の事業に供するための土地収用に伴い土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	収用等に伴い、博物館を設置運営する法人に土地等を譲渡する場合には、譲渡所得の特別控除又は代替資産の取得に伴う特例の適用を受ける。

○地方税関係

博物館事業の実施主体に係る優遇措置	
博物館の事業に対する事業所税の非課税	博物館を設置する法人の博物館の事業に対する事業所税が非課税とされている。
博物館において直接その用に供する固定資産に対する固定資産税・都市計画税の非課税	博物館を設置する公益社団・財団法人及び宗教法人は、直接その用に供する固定資産に対する固定資産税・都市計画税が非課税とされている。
博物館において直接その用に供する不動産の取得に対する不動産取得税の非課税	博物館を設置する公益社団・財団法人及び宗教法人は、直接その用に供する不動産の取得に対する不動産取得税が非課税とされている。
博物館の設置を主の目的とする者に対する法人住民税の非課税	博物館の設置を主の目的とする公益社団・財団法人は法人住民税が非課税とされている（収益事業を行う場合はこの限りでない）。

2-4. 文化芸術に関する寄附の国際比較

- 政府支出によらない文化芸術の支え方として、事業支出・投資や個人消費の喚起を図ることは重要な論点。こうした論点は文化経済部会で扱うが、**本WGでは制度的論点をはらむものとして「寄附」**を取り扱う。
- 「GDPに占める寄附」の国際比較を行うと、我が国は諸外国と比べても、その規模が小さい。

民間からの資金調達に関する分類

政府支出

- 補助金、助成金、補償金他
- 税制優遇措置

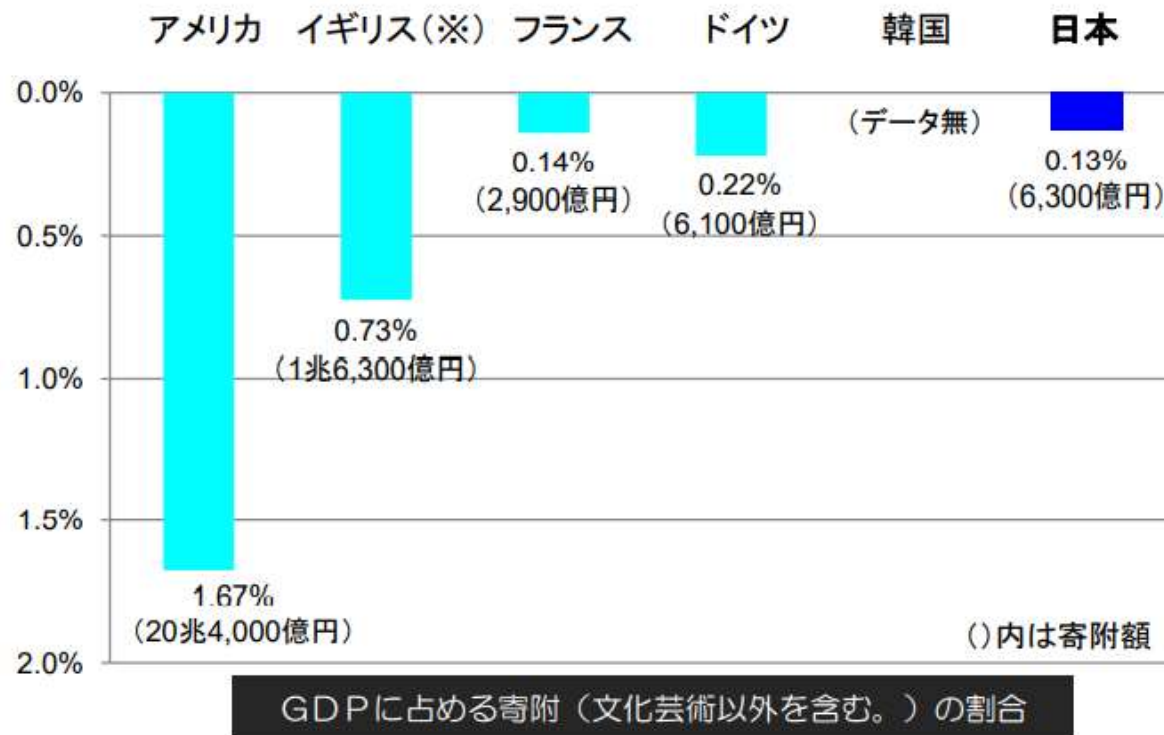
企業

- 事業支出：短期的なビジネス
- 事業投資：中長期的なビジネス
- **寄附：対価を求めない支出**

個人

- 消費：財・サービスの対価としての支出
- **寄附：対価を求めない支出**

寄附の国際比較



(注) GDPに占める寄附の割合は、イギリスの非営利団体であるチャリティーズ・エイド財団 (Charities Aid Foundation) の報告書 (2006) に基づく。諸外国の数値は2005年のもの。日本については、内閣府経済社会総合研究所調査 (2008) に基づく。韓国はデータが得られていない。

(出所) 文化政策部会 (2014年) 文化芸術関連データ集

2-5. 文化庁関係の税制

■ 我が国の文化芸術関係の税制を見渡すと、寄附税制のうち文化芸術に特化した制度は存在しない。

文化庁関係の税制まとめ

税額控除対象法人に対する寄附	・公益社団・財団法人等のうち一定の要件を満たすもの	【個人の寄附金】 「寄附金(所得金額の40%が限度)－2千円」を所得控除<所得税> 又は「寄附金(所得金額の40%が限度)－2千円」×40%を所得税額から控除(所得税額の25%が限度)<所得税>	平成23年度～
認定特定非営利活動法人に対する寄附	・学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動		
特定公益増進法人に対する寄附	【公益社団・財団法人】 ・芸術の普及向上に関する業務を行う法人 ・文化財の保存活用に関する業務を行う法人 ・登録博物館の設置運営に関する業務を行う法人 ・登録博物館の振興に関する業務を全国規模で行う法人 【独立行政法人】 ・国立美術館 ・国立文化財機構 ・国立科学博物館 ・日本芸術文化振興会	【個人の寄附金】 「寄附金(総所得金額の40%を限度)－2千円」を所得控除<所得税> 【法人の寄附金】 寄附金の合計額が特別損金算入限度額〔(所得金額×3.125%＋資本等の金額×0.1875%)×0.5〕のいずれか少ない金額を損金算入※<法人税> ※一般の寄附金の損金算入限度額と別枠で損金算入可	昭和51年度～ (登録博物館に係る業務を行う法人については、平成9年度～)
認定特定公益信託	・芸術の普及向上に関する業務(助成金の支給に限る)を行う公益信託 ・文化財の保存活用に関する業務(助成金の支給に限る)を行う公益信託	出捐金について特定公益増進法人に対する寄附金と同様の取扱い<所得税・法人税>	昭和62年度～
指定寄附金	【公益社団・財団法人】 ・重要文化財の修理・防災施設の設置に要する費用 【独立行政法人】 ・国立美術館・国立文化財機構・国立科学博物館による重要文化財の収集・保存修理に要する費用	【個人の寄附金】 「寄附金(総所得金額の40%を限度)－2千円」を所得控除<所得税> 【法人の寄附金】 寄附金の全額を損金算入<法人税>	昭和40年度～ 平成13年度～
相続財産の寄附	【公益社団・財団法人】 ・芸術の普及向上に関する業務を行う法人 ・文化財の保存活用に関する業務を行う法人 【独立行政法人】 ・国立美術館 ・国立文化財機構 ・国立科学博物館 ・日本芸術文化振興会	非課税<相続税>	昭和52年度～ 平成13年度～

※赤枠は文化芸術関係に特化した優遇措置

	【認定特定非営利活動法人】 ・学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動		
重要文化財・国宝の譲渡所得	・国、地方公共団体、独立行政法人国立美術館・国立文化財機構・国立科学博物館・地方独立行政法人に対する重要文化財(動植物等)の譲渡 ・国、地方公共団体、独立行政法人国立文化財機構・国立科学博物館・地方独立行政法人に対する重要文化財・史跡名勝天然記念物として指定された土地の譲渡	非課税<所得税> 【個人】2,000万円を限度とする特別控除<所得税> 【法人】損金算入<法人税>	昭和47年度～ 昭和45年度～
国等に譲渡した際のみなし譲渡所得	・国、地方自治体、独立行政法人、公益法人等に対して寄附を行った場合に生じるみなし譲渡所得課税(文化財に限らない) ※独法、公益法人等の場合は国税庁長官の承認を得る必要がある ・特に文化観光拠点推進法に基づく認定計画等に係る独立行政法人に対して、当該計画に係る用に供するために美術品を寄贈する場合、みなし譲渡所得課税の非課税措置について自動承認特例(1カ月で認定)を適用	非課税	後者は、令和2年度～
重要文化財等の相続・贈与	・重要文化財である家屋等(土地を含む)の相続・贈与 ・登録有形文化財である家屋等(土地を含む)の相続・贈与 ・伝統的建造物(文部科学大臣が告示するもの)である家屋等(土地を含む)の相続・贈与	財産評価額の70/100を控除<相続税・贈与税> 財産評価額の30/100を控除<相続税・贈与税> 財産評価額の30/100を控除<相続税・贈与税>	平成15年度～
登録美術品の相続	・相続税を金銭で納付することが困難な場合、金銭以外の相続財産で相続税を納付できる ・対象に物故作家の作品だけでなく、現存作家の作品のうち一定のものを加える	登録美術品を相続した場合には、物納の優先順位が不動産等と同等の第一順位となり、登録美術品で物納することが容易となる	平成10年度～ (対象動向は、令和2年度に措置予定)
文化財(美術工芸品)に係る相続	・保存活用計画が認定され、美術館等において寄託・公開されている特定美術品(国宝・重要文化財・登録有形文化財(美術工芸品))の相続	保存活用計画及び寄託契約期間中は相続税を納税猶予(非課税者死亡等により免除)	平成31年度～

<地方税>

事項	措置内容	適用年度	
重要文化財等の所有	・重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物(家屋及びその敷地)	非課税<固定資産税・特別土地保有税・都市計画税>	昭和25年度～
	・登録有形文化財(家屋)		平成6年度～
	・登録有形民俗文化財(家屋)		
	・登録記念物(家屋及びその敷地)	1/2課税<固定資産税・都市計画税>	平成17年度～
	・重要文化的景観を形成している家屋(文部科学大臣が告示するもの)及びその敷地		
	・重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物である家屋(文部科学大臣が告示するもの)	非課税<固定資産税・都市計画税>	平成元年度～
	・重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物の家屋の敷地等	税額を適宜免除、軽減<固定資産税・都市計画税>	平成12年度～
障害者に対応した劇場・音楽堂等	・公益社団・財団法人が所有する重要無形文化財の公演のための施設(家屋及びその敷地) ※特例期間は2年、現行は令和4年度末まで	1/2課税<不動産取得税・固定資産税・都市計画税>	平成20年度～
	・障害者・高齢者に対応して高度なバリアフリー対策を行った劇場・音楽堂等 ※特例期間は2年、現行は令和6年度末まで	固定資産税・都市計画税を1/3減額	平成30年度～

2-6. 諸外国における寄附に関する税制

■ 諸外国の文化芸術分野への寄附に関する税制は充実しているとの指摘もある。

諸外国における寄附税制について



日本



アメリカ



イギリス



フランス



オランダ



シンガポール



韓国

寄附金控除の方式	所得控除方式	所得控除方式	所得控除方式	税額控除方式
控除額 の 上限	個人 課税所得の40%まで 法人 (1) 無し(国、地方公共団体、公共法人) (2) (課税所得×6.25%+資本金等の金額×0.375%)×1/2 (その他)	課税所得の50%まで(金銭) 課税所得の30%まで(金銭以外)	無し	課税所得の20%まで
控除額 の 計算方法	個人 「寄附価額-2,000円」を課税所得から控除 法人 寄附価額の100%を課税所得から控除(損金算入)	寄附価額の100%を課税所得(調整後総所得)から控除	寄附価額の100%を課税所得から控除(損金算入)	寄附価額の66%を所得税から控除
繰越・繰延 可能年数	無し	5年	無し	5年
寄附 対象先	一般 ・国、地方自治体 ・公益社団法人、公益財団法人、その他公益を目的とする事業を行う法人又は団体 ・特定公益増進法人に対する寄附金 ・認定NPO法人等 美術品 (一般と同様)	内国歳入庁に認可された公的な非課税団体 (運営費の3分の1が寄附で成立している団体)	歳入関税庁の承認を得ており、慈善目的活動を行っている団体	・国や自治体 ・公益目的であることを認められた財団やNPO ・国立美術館 ・文化・教育団体 等
美術品の 課税価格基準	寄附時点の市場価格相当(※)	寄附時点の市場価格相当(ただし、保有期間が1年未満の場合は取得価格相当)	寄附時点の市場価格相当(行政機関、民間専門家、申請者の合意価格)	寄附時点の市場価格相当(寄附時点におけるキャピタルゲインや価額を考慮した価格)

寄附金控除の方式	所得控除方式	所得控除方式	所得控除方式
控除額 の 上限	個人 課税所得の10%まで(公益機関: ANBI) 課税所得の10%+文化ANBIへの寄附価格×25%まで (文化公益機関: 文化ANBI) 法人 利益の50%以下、かつ、10万ユーロまで	無し	課税所得の30%まで(指定寄附金の場合)
控除額 の 計算方法	個人 寄附価額全額(ANBIへの寄附)、寄附価格の125%(文化ANBIへの寄附)を課税所得から控除 法人 寄附価額全額(ANBI)、寄附価格の150%(文化ANBI)を課税所得から控除	寄附価額×250%を課税所得から控除(2015年は建国50周年により寄附価格×300%を控除)	寄附価格の15%(2,000万ウォン以下)、30%(2,000万ウォン超)を課税所得から控除(非営利団体への寄附)
繰越・繰延 可能年数	無し	5年	5年
寄附 対象先	一般 ・ANBI ・文化ANBI 美術品 (一般と同様)	政府に認可された公益団体	行政機関が認定した非営利法人
美術品の 課税価格基準	寄附時点の市場価格相当	寄附時点の市場価格相当	(各美術館の内部規定に準ずる)(※)

(※) ただし、個人が国・地方公共団体、公益財団法人等に対して美術品を寄贈(特定寄附金を支出)し、租税特別措置法40条が適用された場合には、その贈与は無かったものとみなされることから、譲渡所得が非課税となり、美術品の取得価額が寄附金相当額となる。

(※) 美術館への美術品寄附に際しては、「博物館及び美術館振興法」に基づき、寄附を受ける施設が鑑定評価委員会を設置して評価を実施する。

2-7. 文化芸術に係る寄附の種類

■ 文化芸術に係る寄附の種類は、寄附の主体や方法論によって、以下のような種類がある。

寄附の種類

(1) 法人の寄附

- 国・地方公共団体への寄附・指定寄附金 = 全額損金算入
－企業版ふるさと納税（自治体）
＝ 全額損金算入 + 税額控除（寄附額の最大6割） = 最大約9割
- 指定寄附金 = 全額損金算入
- 特定公益増進法人・NPO法人への寄附 = 損金算入（上限有）
－メセナ協議会への寄附（＝公益増進法人寄附）
- 一般の寄附金 = 損金算入（上限有）

(2) 個人の寄附

- 寄附金控除（所得控除）＝寄附額－2,000円（上限：所得の40%）
－国・地方公共団体への寄附（含むふるさと納税）
－特定公益増進法人・NPO法人・特定公益信託等への寄附等
－クラウドファンディング・投げ銭等の手法
- 寄附金特別控除（税額控除）＝寄附額の40%（上限：所得税の25%）
－認定NPO法人等、公益社団法人等への寄附金
－政党等への寄附金（控除率は30%、上記寄附とは別枠）

(3) その他

- 財を寄贈する場合も、基本的には考え方は同じだが、寄附時のキャピタルゲインが「みなし譲渡所得」とみなされ、課税対象。また、**公益法人等に寄贈する場合**、一定の要件の下、みなし譲渡所得非課税の措置が適用できるが、その場合、**寄附金控除は取得価額相当分に適用**される。
- 相続財産を国・地方公共団体・公益信託・公益法人・NPO法人などに**遺贈**した場合、当該財産について**相続税の対象としない特例**が存在。
- 外国法人への寄附について、国内に適格法人等が存在しない場合は、寄付金控除等の対象外となる。

2－8．個人からの寄附について①（（独）日本芸術文化振興会への寄附）

- 個人からの寄附について、公的な受け皿としては、**独立行政法人日本芸術文化振興会**の文化芸術振興基金等が挙げられるが、直近で新たな寄附受入実績はほぼ存在しない（3名、1,000円（金額表記のある1名のみ））。
- コロナ禍に対応した**文化芸術復興創造基金**は、366件／約6,174万円の寄附を集めた（2021/11 時点）。

芸術文化振興基金について

芸術文化振興基金の仕組み



文化芸術復興創造基金について

文化芸術復興創造基金について

文化芸術復興創造基金については、新型コロナウイルス感染症の影響に鑑み、今後の我が国の文化芸術の振興や普及を図るために、以下の活動を行う文化芸術団体等の事業活動の継続に必要な経費を支援するために活用させていただきます。
1,000円 からご寄附いただけます。

- ① 舞台芸術等の活動
- ② 地域文化関係の活動
- ③ 文化財関係の活動
- ④ 映画芸術関係の活動

※ただし、対象とする活動を限定して行う場合があります。

文化芸術復興創造基金 募金状況

寄附件数: 366件 寄附金額: 61,737,632円(2021/11/30現在)

2-9. 個人からの寄附について②（コロナ禍における新たな動き）

- 一方で、コロナ禍において苦境に陥る文化芸術関係者への寄附の動きが起こり、クラウドファンディングやふるさと納税、ライブ開催とともに寄附募集など、新たな取り組みがみられた。

コロナ禍で生じた新たな寄附に係る取組

①クラウドファンディング（READYFOR株式会社） ②ふるさと納税型クラウドファンディング（京都市）

- 美術館
「一般公開なくして大原美術館ではない。作品との出会いを守るご支援を。」
実行者：公益財団法人 大原美術館 / 目標金額：23,480,000円
- 博物館
「散逸の危機から立花家の重宝を守る | 柳川・立花家史料館にご支援を」
実行者：公益財団法人立花財団 立花家史料館 / 支援金額：22,614,000円
- 伝統芸能
「寄席の危機に想いを寄せて | 江戸から続く落語・寄席文化存続にご支援を」
実行者：一般社団法人落語協会・公益社団法人落語芸術協会 / 支援金額：80,429,000円
- 舞台芸術
「文学座の歩みは止まらない。100年を見据え、継続のためのご支援を。」
実行者：文学座 / 支援金額：22,772,000円
- 寺社仏閣
「奈良・聖林寺 | 国宝十一面観音、観音堂改修のためのご支援を」
実行者：聖林寺 / 支援金額：17,182,000円
- イベント
「日比谷音楽祭2021 | みんなでつくる音楽祭の実現へ向けて」
実行者：日比谷音楽祭事務局 / 支援金額：11,777,000円

（2021年6月15日11時時点）



出典：READYFOR 文化芸術特設ページ <https://readyfor.jp/apply/culture/>

ふるさと納税型クラウドファンディング実施概要

調達資金使途：文化芸術関係者の事業再開のため、アーティストを応援する「挑戦サポート交付金」、

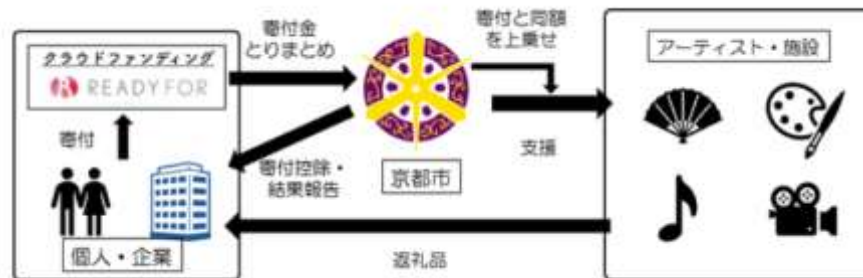
発表・鑑賞拠点を支援する「発表・鑑賞拠点継続支援金」として活用

募集期間：2020年9月18日（金）～2020年11月13日（金）

募集方法：READYFOR株式会社（※）の運営する下記ページにプロジェクトを公開し、寄付を募ります

挑戦サポート交付金 <https://readyfor.jp/projects/kyotocityartproject2020>

発表・鑑賞拠点継続支援金 <https://readyfor.jp/projects/kyotocityartspace2020>



京都市ふるさと納税×アーティスト応援 | 創作を途絶えさせない



京都市ふるさと納税×文化拠点 | 表現が生まれる場所を守りたい



③和楽器バンド「たる募金」

和楽器バンドが、日本の伝統芸能・文化をサポートする活動「たる募金」を展開。ライブ会場に募金箱としてたるを設置し、寄附を募る取り組みを実施。

第一弾：東京和楽器に**800万円**を寄附

※同社は廃業の危機にあるといわれていた

第二弾：福山市に琴工房支援のため

400万円を寄附

第三弾：（一社）岐阜和傘協会に

570万円を寄附

第四弾：（公財）沖縄県文化振興会と

共に、沖縄県の伝統芸能・文化・

楽器制作支援のため実施中

（出所）READYFOR株式会社HPより

2-10. 個人からの寄附について③（チケット寄附税制）

- 令和2年5月に新設されたチケット寄附税制では、音楽コンサートや同人誌即売会などでの利用が多くみられた。主催者へのアンケートによれば、団体のイベントなどへの固有ファン層が厚いイベントで特に活用が進んだ。

チケット寄附税制について

チケット寄附税制の概要

○政府の自粛要請を受けて、新型コロナウイルス感染拡大防止のため文化芸術・スポーツイベントを中止・延期・規模縮小した主催者に対して、チケット代金の払戻しを受けない（放棄する）ことを選択した観客等が、その金額分（※1）について寄附金控除（※2）を受けられる制度を創設（5月1日より運用開始）。

（※1）年間ごとに合計20万円までのチケット代金分が本制度の対象となる。

（※2）所得税（所得控除又は税額控除）及び個人住民税（自治体が条例で定めた場合）が対象。

手続きフロー

STEP
1

主催者 ⇄ 文化庁・スポーツ庁

主催者からの申請に基づき、文化庁・スポーツ庁が対象イベントを指定（※）申請から約1～2週間で指定

- 現に中止等（中止・延期・規模縮小）されたイベントを幅広く対象とします。
- 対象イベントは、文化庁・スポーツ庁のHPに順次アップします。

STEP
2

主催者 ⇄ 参加者（払戻しを受けないことを選択された方）

参加者が対象イベントの主催者に払戻しを受けないことを連絡。主催者から、指定行事証明書と払戻請求権放棄証明書入手。

STEP
3

参加者 ⇄ 税務署

確定申告の際に、上記2点の証明書と共に申告。（e-taxでの申告も可能）
⇒寄附金として税優遇の対象となります。

指定要件

- ①文化芸術又はスポーツに関するものであること※1
- ②令和2年2月1日から令和3年1月31日までに開催された又は開催する予定であったものであること
- ③不特定かつ多数の者を対象とするものであること（広く一般にチケット等が販売されており、数名以上の参加が想定されていたものを指します）
- ④日本国内で開催された又は開催する予定であったものであること
- ⑤新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、現に中止・延期・規模縮小されたものであること
- ⑥⑤の場合に払戻しがされたもしくはされる予定であること※2

※1 例えば「音楽コンサート、エンターテインメント、伝統芸能等の公演イベント」、「映画、博物館等の観覧イベント」、「プロスポーツの試合、マラソン大会等の参加型スポーツイベント」などのイベントを想定。

※2 払い戻しを行わないイベントは対象とならない。

申請・指定実績（2021年10月時点）

○指定数：1,211件 ※5月28日（金）最終指定
うち文化芸術関係：1,055件（音楽、演劇、舞踊、伝統芸能等）
うちスポーツ関係：156件（観戦型スポーツ、参加型イベント等）

主催者の声

- この緊急事態下に、この制度を新設していただきありがとうございます。サポーターの皆さんが「自分ができる方法」でクラブを支えようとしてくださっているの、その選択肢の一つとしてご案内できたのはよかったと思います。
- 制度についての発表があった際には、設定していた払戻申請の締め切りを既に過ぎていたため、申し出は少なかったのですが、我々が法人格を持たず、年度末～年度初における年1回の事業実施のみという、比較的特殊な団体でありながら、こうした制度の対象となれたことは、大変有難く思います。
- 私どものような公益財団法人は従来から税額控除のための領収書を発行することが可能でしたが、本制度の指定も併せて受けることで、寄付の呼びかけを積極的にすることができるという大きなメリットがありました。
- 地方のオーケストラとして活動をしておりますが、本制度指定を受けたご案内による返信では、特に会員様からは心温まる多くの励ましのお言葉をいただきました。
- 同人誌即売会もこうした枠組みの中に入れていただき、ありがとうございます。今後の支援策にも同様のご配慮をいただければ幸いです。

2－1 1．個人からの寄附について④（クラウドファンディング）

- 特にコロナ禍においては、クラウドファンディングによる寄附が増加。代表的なプラットフォームの一つであるREADYFOR株式会社では、2021年に628件、19.5億円の文化芸術関係プロジェクトが成立した。
- コロナ禍を契機に、個人が文化芸術を支える機運の高まりがみられる。その一方で、寄附を受ける文化施設側においては、複数の課題が存在している。

READYFOR株式会社での 文化芸術に関する案件実績

	達成金額	うち 寄附型	達成PJ	支援 人数
2018	8.4億円	0.8億円	523件	5.4万人
2019	9.5億円	0.6億円	605件	6.5万人
2020	14.8億円	2.1億円	657件	10.0万人
2021	19.5億円	2.8億円	628件	11.8万人
合計	52.2億円	6.3億円	2,413件	33.6万人

受け手となる文化施設側の課題

- ファンドレイジングに取り組むための人的リソースが足りない（特に小規模施設）。
- 案件達成に必要な広報力を培うための人的リソースやノウハウがない。
- 公立館の場合、ファンドレイジングなどの自助努力をすればするほど、予算が減らされる（減らされるおそれがある）ため、却って動きが取れない。
- 受贈益が生じるため、実際に受けた達成金額よりも実際の裨益が小さい（そのこと自体を知らない可能性がある）。

2-12. 個人からの寄附について⑤（ギフティング、投げ銭）

- デジタル技術を用いて、スマートフォンやPCなどを通じてギフティングを行ういわゆる「**投げ銭**」も、ライブエンタメやスポーツを中心に増加。また、日本発のVtuberが上位ランキングを席巻するなど、一部では盛ん。
- 「投げ銭」を活用する目的は様々であるが、**公益的な寄附を集める取組も**行われている。調査会社によれば、国内の潜在市場規模として約3,000億円にのぼるとの試算もある。

投げ銭の事例

○2021年のYouTubeのスーパーチャット（ライブ配信中に視聴者が配信者に金銭を寄附する方法）ランキングでは、日本発のVtuberが上位を独占している。

1位：潤羽るしあ（ホロライブ）：1億9536万3698円	日本発 Vtuber
2位：桐生ココ（ホロライブ）：1億7245万4829円	
3位：雪花ラミィ（ホロライブ）：1億1489万2359円	
4位：兎田ぺこら（ホロライブ）：1億524万2263円	
5位：天音かなた（ホロライブ）：1億432万2931円	
6位：宝鐘マリン（ホロライブ）：1億202万8264円	
7位：森カリオペ（ホロライブEN）：9897万2784円	
8位：桃鈴ねね（ホロライブ）：8571万7883円	
9位：小鳥遊キアラ（ホロライブEN）：8353万822円	
10位：Bispo Bruno Leonardo：8130万4190円	

○スポーツ界でも、プロ野球球団・サッカーチームなどをはじめ、様々なスポーツにおいて試合観戦中に寄附を行うことができるサービスを導入するチームが増えてきている。

投げ銭による寄附集めの事例

○**公益財団法人鼓童文化財団**は、オンライン開催のライブにて投げ銭による寄附を募り、**約565万円**を集めた。

○VtuberホロライブEN所属のワトソン・アメリア氏、**米国動物愛護団体**への寄附を募る9時間のチャリティ配信を実施し、**約2,500万円**を集めた。

○Vtuberにじさんじ 黛灰氏、配信活動によって得た収益から、**約1,000万円**を、**一般財団法人日本児童養護施設財団**に寄附。

○Vtuber/バーチャルメイド喫茶「ますかれーど」が、1周年記念配信にてチャリティーセールを開催し、**一般社団法人日本乳癌学会**に売上金全額の**約200万円**を寄附。

2-13. 個人からの寄附について⑥（クラウドファンディング、投げ銭を取り巻く税制）

- クラウドファンディングや投げ銭は、**寄附者と受贈者の形態で税の取扱いが異なる。**
- これらの案件成立にあたっては、**中間でコーディネートするデジタルプラットフォーマーの取り組みが重要**となる。
新経済連盟などでは、2021年度から税制改正提言の中でも言及している。

クラウドファンディングと投げ銭の税関係

- ①個人→個人の場合
 - － 寄附者に寄付金控除は適用されない
 - － 受贈者に**贈与税**が適用
- ②個人→法人（公益法人等）の場合
 - － 寄附者に**寄付金控除**が適用
※受贈者が公益法人等でない場合は不適用
 - － 受贈者に**受贈益**が発生する
- ③法人→法人（公益法人等）の場合
 - － 寄附者に**寄付金控除**が適用
 - － 受贈法人に**受贈益**が発生
- ④法人→個人の場合
 - － 寄附者に**寄付金控除**が適用
 - － 受贈者に**一時所得**が発生

新経済連盟「2022年度税制改正提言」（抜粋）

3-2-⑬. コロナ禍を契機とした共助のための税制

趣旨

- コロナ禍や度重なる災害を受け、民間同士の助け合いの重要性の認識向上
- 応援する側とされる側を媒介するデジタルプラットフォームに着目し、より多くの人の力によってコロナ問題を乗り越える必要
- また、災害救援やコロナ患者受入の医療機関への支援等、時々において必要な民間の金銭的支援を促す税制とすることが必要

具体策

- 「**応援税制**」の創設
 - コロナ問題解決のためのデジタルプラットフォームを提供した「**クラウドファンディング※**」「**ギフティング**」事業者を認定し、その費用の一部を税額控除（赤字繰延特例を含め）
※寄付型、購入型クラウドファンディングを念頭
 - 上記スキームを活用して応援に参加した**個人や事業者も税制優遇**
- また、寄附税制の対象となる寄付先について、公益法人等だけでなく災害支援を行う法人、コロナ患者を受け入れる医療機関等を広く対象とする等、抜本的に見直し

30

（出所）一般社団法人新経済連盟「2022年度税制改革提言」より

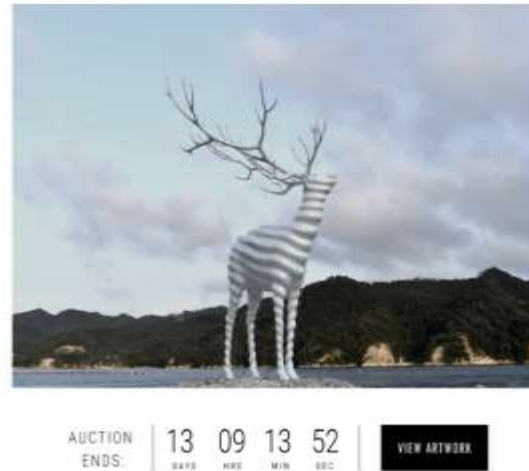
2-14. 新たな形態の寄附について（NFTの活用）

- 近年では、**NFT（non-fungible token）**を活用した新たな寄附の形等も生まれてきている。

NFTを活用した寄附等への活用事例

名和晃平氏の「White Deer (Oshika)」の原盤データをNFT化 石巻市へパブリックアートの寄贈を目指す (株式会社TRiCERA、2021年11月5日)

- 現代アートのグローバルマーケットプレイス事業を展開する株式会社TRiCERAは、彫刻家・名和晃平氏の彫刻作品「White Deer (Oshika)」の原盤3Dデータ／コンセプトムービー／ドキュメントムービーを含むデータパッケージを、NFTとして販売いたします。
- 名和晃平氏コメント



「今回の取り組みは新しい時代を迎えた私たちにとって、パブリックアートとは何か、社会彫刻が持つ意味とは何か、という問いかけでもあります。芸術祭やアートスペースがつくれる時、さまざまなプレッシャーと限られた予算のなかでアーティストは可能な限りの挑戦をします。その場その時にしか生まれ得ない奇跡の塊のような作品たちを、どのように維持管理し次世代に繋ぐのかと考えた時、NFTの持つ社会的な意義や役割が見えてきました。」

観光×NFTの実証実験を、あるやうむ（北海道札幌市）が（一社）北海道きたひろ観光協会（北海道北広島市）と開始 (株式会社あるやうむ、2022年1月27日)

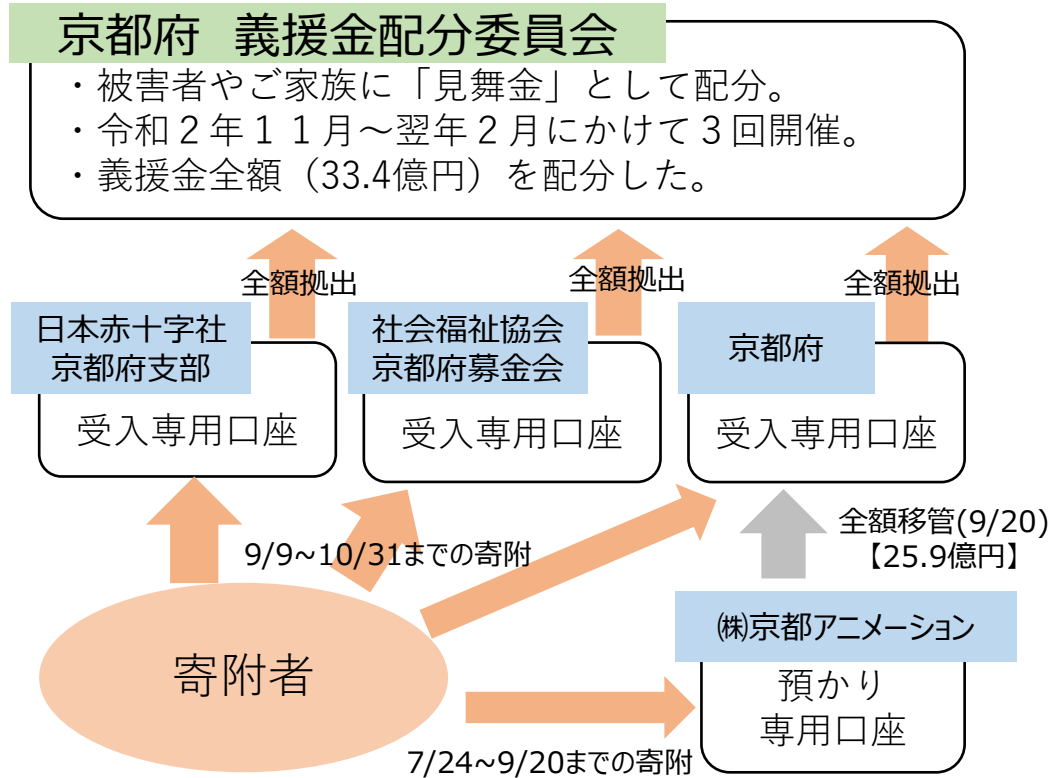
- 地方自治体向けにふるさと納税の返礼品にNFTを採用するためのソリューションを提供する株式会社あるやうむ（北海道札幌市）は、一般社団法人北海道きたひろ観光協会（北海道北広島市）と観光振興にNFTを活用する実証実験を開始いたします。
- 今回活用するNFTは札幌市在住のNFTイラストレーター・鹿間ぐみこ描き下ろしイラストNFTです。このNFTを、北海道きたひろ観光協会があるやうむの技術協力のもと、現地での申し込みによる抽選販売を行います。NFTの発行にはHokusai APIが使用され、パブリックチェーンであるPolygonチェーン上で観光NFTが発行されます。

2-15. 株式会社京都アニメーション放火事件の寄附スキームについて

- 令和元年7月に発生した株式会社京都アニメーション放火事件に係る義援金については、**京都府が義援金配分委員会を組成する等により「特定寄附金」として扱うことが可能なスキームを構築した。**

(1) 寄附スキームの概要

- ・ 令和元年7月に株式会社京都アニメーション本社ビルで放火事件が発生（死傷者は70名に上り、平成以降最悪の被害）。
- ・ 事件の被害者への支援を目的として、国内外から多くの義援金が寄せられたところ、以下のようなスキームで配分が行われた。



(2) 本スキームにおけるポイント

- 本事件により、多数の方々が生命又は身体に危害を受け、甚大な被害が生じていることを以て、被害者やご家族への見舞金（※）となることを募集要項等において明記することで、義援金を受け取る個人（被害者や遺族）の税負担を回避することができた。
- 寄附者と被害者・遺族の間に、自治体（京都府）を立てることで、「地方自治体への特定寄附金（ふるさと納税）」とみなすことで、寄附者の税負担を軽減することができた。
（法人の場合は、「国等に対する寄附金」に該当し、全額損金算入）
- 募金団体が専用口座を設けて、受領した義援金の全額を京都府の「義援金配分委員会」に拠出することを募集要項において明記することで、災害義援金と同様に、募金団体への寄附を自治体への寄附とみなすことができるようになった。
- 京都府に設置された「義援金配分委員会」は、義援金を一元的に受け入れ、被害の程度等に応じた公平かつ適正な配分を行うために設置され、見舞金が社会通念上認められる相当の金額であることを明確化。
- (株)京都アニメーションの預かり専用口座に寄附された分は、受入専用口座に全額移管された上で、寄付金控除を希望する者に対しては、移管日を以て寄附されたことを証する受領証を京都府が発行することで、**京都府受入前の義援金も寄付金控除の対象**とすることができた。

2 - 1 6 . 個人版ふるさと納税、財産債務調書

- 個人版ふるさと納税では、居住自治体への寄附が可能（ただし、寄附者は返礼品を受け取ることができない）。一方で、企業版ふるさと納税では、本社所在自治体への寄附は対象とならないこととされている。
- 令和 5 年分より、所得水準に関わらず、10億円以上の資産保有者は、財産債務調書の提出が義務化される。

「ふるさと納税」（個人版）について

■ ふるさと納税をする自治体はどうやって選ぶの？

ふるさと納税制度は、「生まれ育ったふるさとに貢献できる制度」、「自分の意思で応援したい自治体を選ぶことができる制度」として創設されました。

自分の生まれ故郷に限らず、どの自治体にでもふるさと納税を行うことができますので、それぞれの自治体がホームページ等で公開している、ふるさと納税に対する考え方や、集まった寄附金の使い道等を見た上で、応援したい自治体を選んでください。

特に寄附金の使い道については、ふるさと納税を行った本人が用途を選択できるようになっている自治体もあります。

※ふるさと納税指定制度について（2019年5月）

① 制度趣旨に沿った募集の方法

- 一 地方団体による第一号寄附金〔都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金〕の募集として次に掲げる取組を行わないこと。
 - イ 特定の者に対して謝金その他の経済的利益の供与を行うことを約して、当該特定の者に寄附者を紹介させる方法その他の不当な方法による募集
 - ロ 返礼品等を強調した寄附者を誘引するための宣伝広告
 - ハ 寄附者による適切な寄附先の選択を阻害するような表現を用いた情報提供
 - ニ 当該地方団体の区域内に住所を有する者に対する返礼品等の提供

（出所）総務省「ふるさと納税ポータルサイト」より

企業版ふるさと納税の本社要件について

制度活用に あたっての 留意事項

（従来どおり）

- 1 回当たり10万円以上の寄附が対象となります。
- 寄附を行うことの代償として経済的な利益を受け取ることは禁止されています。
例：× 寄附の見返りとして補助金を受け取る。 × 有利な利率で貸付をしてもらう。
- 本社が所在する地方公共団体への寄附については、本制度の対象となりません。**
この場合の本社とは、地方税法における「主たる事務所又は事業所」を指します。
例：A県B市に本社が所在⇒A県とB市への寄附は制度の対象外
- 次の都道府県、市区町村への寄附については、本制度の対象となりません。
 - i. 地方交付税の不交付団体である都道府県
 - ii. 地方交付税の不交付団体であって、その全域が地方拠点強化税制における地方活力向上地域以外の地域に存する市区町村※
※首都圏整備法で定める既成市街地・近郊整備地帯など

（出所）内閣官房・内閣府企業版ふるさと納税ポータルサイト「令和 2 年度税制改正のポイントチラシ」より

図 3：令和 4 年度税制改正大綱（該当部分の抜粋：p.71）

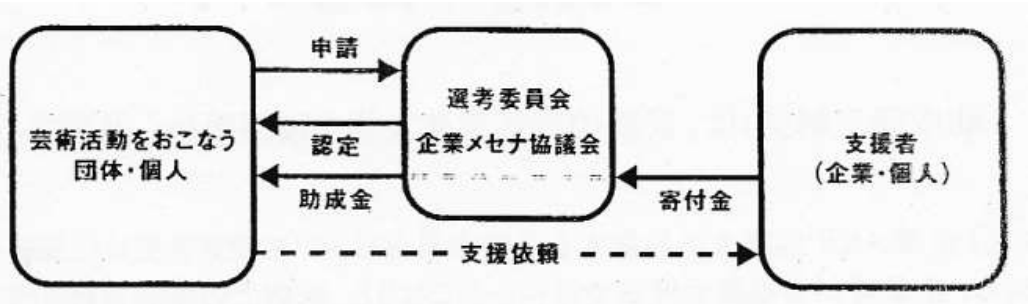
- 3 財産債務調書制度等の見直し
（国 税） 財産債務調書制度等について、次の見直しを行う。
- （1）財産債務調書の提出義務者の見直し
現行の財産債務調書の提出義務者のほか、その年の12月31日において有する財産の価額の合計額が10億円以上である居住者を提出義務者とする。
（注）上記の改正は、令和 5 年分以後の財産債務調書について適用する。
- （2）財産債務調書等の提出期限の見直し
財産債務調書の提出期限について、その年の翌年の 6 月 30 日（現行：その年の翌年の 3 月 15 日）とする（国外財産調書についても同様とする。）。
（注）上記の改正は、令和 5 年分以後の財産債務調書又は国外財産調書について適用する。

※現行制度では、その年分の退職所得を除く各種所得金額の合計額が2,000万円を超え、かつ、その年の12月31日において、その価額の合計額が 3 億円以上の財産を保有する等の場合に、財産債務調書の提出義務が課される。

2-17. 企業からの寄附について①（メセナ）

- 企業からの寄附として代表的なものは、メセナ。1990年に設立された公益社団法人メセナ協議会を通じて、文化芸術領域への助成が行われているが、2020年度の助成実績は約2.3億円。

メセナ税制（特定公益増進法人への寄附）



1. 法人の場合

法人税法上の定めでは寄付金に対して課税が発生しますが、営業活動や事業を継続していくうえで必要と認められた寄付については、一定額までの損金算入ができます。

通常、寄付金が損金算入される額は次の計算式で出される額となっています。

◆ $\text{損金算入限度額} = [\text{資本金などの金額} \times \text{事業年度の月数} / 12 \times 2.5 / 1,000 + \text{当該事業年度の所得金額} \times 2.5 / 100] \times 1 / 4$

企業メセナ協議会は特定公益増進法人のため、協議会への寄付金は、上記の一般の寄付金の損金算入限度額とは別枠で、下記の算式で損金限度額まで算入されます。

■ $\text{特定公益増進法人に対する寄付金の損金算入限度額}$

$= [\text{資本金等の金額} \times \text{事業年度の月数} / 12 \times 3.75 / 1,000 + \text{所得の金額} \times 6.25 / 100] \times 1 / 2$

* 資本金と資本積立金額の合計額

2. 個人、任意団体の場合

所得控除か税額控除のどちらかを選択できます。

● 寄付をしたらどのくらい税金が減額されるの？

・ポイントその1

2つの方法を選ぶことができます。

所得控除と税額控除

・ポイントその2

東京都にお住まいの方（住民票が東京都の場合）はさらにお得。

当協議会は東京都から条例指定されているため、東京都にお住まいの方は個人住民税も税額控除されます（上限：総所得金額等の30%まで）。

メセナ協議会への寄附推移

2021 芸術・文化による社会創造ファンド[2021ArtsFund]

年 度	寄付総額	助成総額
2016 年度	377,876,359 円	312,131,769 円
2017 年度	256,823,600 円	191,149,911 円
2018 年度	332,193,261 円	300,837,133 円
2019 年度	326,212,289 円	324,521,423 円
2020 年度	174,023,742 円	168,341,792 円

「芸術文化による災害復興支援ファンド」(GBFund)

年 度	寄付金総額	寄付金累計額	助成金総額	助成金累計額
2017 年度	4,367,060 円	159,085,370 円	4,897,390 円	145,430,577 円
2018 年度	1,445,824 円	160,531,194 円	3,080,000 円	148,510,577 円
2019 年度	1,532,627 円	162,063,821 円	1,303,127 円	149,813,704 円
2020 年度	3,587,455 円	165,651,276 円	3,444,376 円	15,3258,080 円

助成認定制度

年 度	寄付件数	寄付総額	助成総額
2016 年度	337 件	62,765,639 円	67,485,639 円
2017 年度	412 件	76,613,798 円	77,024,613 円
2018 年度	471 件	74,981,467 円	75,820,652 円
2019 年度	499 件	75,797,558 円	73,572,558 円
2020 年度	289 件	65,311,020 円	60,146,020 円

（出所）メセナ協議会HPより

2-18. 企業からの寄附について②（企業版ふるさと納税の概要）

- 平成28年に創設された「企業版ふるさと納税」は、令和2年度の税制改正により拡充され、寄附額の「**最大約9割**」の法人関係税の軽減を受けられる制度であり、**企業へのインセンティブ効果が極めて高い**。
- 令和2年度改正時には、**補助金の自治体負担分に充当することを可能**にする措置の対象も拡大され、文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光推進事業・文化財補助金といった**文化庁の関連補助金も適用対象**となっている。

企業版ふるさと納税の概要

企業版ふるさと納税

地方公共団体が行う地方創生の取組に対する企業の寄附について法人関係税を税額控除

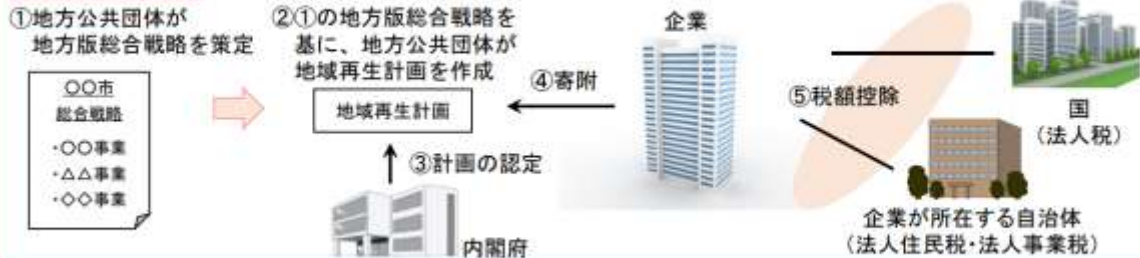
制度のポイント

- 企業が寄附しやすいよう、
 - ・損金算入による軽減効果に税額控除による軽減効果を上乗せ
 - ・寄附額の下限は10万円と低めに設定
- 寄附企業への**経済的な見返りは禁止**
- **寄附額は事業費の範囲内**とすることが必要

※ 不交付団体である東京都、不交付団体で三大都市圏の既成市街地等に所在する市区町村は対象外。
※ 本社が所在する地方公共団体への寄附は対象外。



活用の流れ



◆ 地域再生計画の認定を受けた地方公共団体の数: 46道府県1,260市町村(令和3年度第3回認定後)

補助金との併用

地方創生関係交付金や地方財政措置を伴わない補助金・交付金（普通交付税措置のみによる場合も含む。）に加え、**併用可能な国の補助金・交付金の範囲を拡大**する。併せて、企業版ふるさと納税と併用する場合に、**優先採択などのインセンティブを付与**する。

- 8府省の93補助金・交付金（令和4年3月末時点）について、企業版ふるさと納税との併用が可能。
- 5府省の8補助金・交付金について、インセンティブを付与する。

【併用可能な補助金・交付金】93件

- ・内閣府：地方創生関係交付金、子ども・子育て支援整備交付金等
- ・総務省：過疎地域持続的発展支援交付金等
- ・文部科学省：文化観光拠点施設を中核とした地域における**文化観光推進事業等**（文化財補助金も含む）
- ・農林水産省：**農山漁村振興交付金等**
- ・国土交通省：地域公共交通確保維持改善事業費補助金、社会資本整備総合交付金等
- ・環境省：自然環境整備交付金、循環型社会形成推進交付金等
- ・防衛省：施設周辺整備助成補助金等

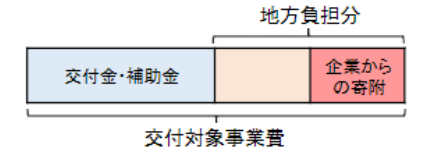
【インセンティブ付与可能な補助金・交付金】8件

- ・内閣府：地方創生推進交付金（一定以上の寄附を充当する場合に、事業期間の延長）
- ・文部科学省：文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光推進事業（優先採択）
- ・農林水産省：鳥獣被害防止総合対策交付金（優先採択）、農山漁村振興交付金（優先採択）
- ・国土交通省：社会資本整備総合交付金（配分に当たり配慮）、防災・安全交付金（配分に当たり配慮）
「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業（採択に当たり配慮）
- ・環境省：動物収容・譲渡対策施設整備費補助金（採択に当たり配慮）

※地方財政措置の中でも、「特別交付税によるもの」や「元利償還金に対する地方交付税措置のある地方債によるもの」を一覧化しています。普通交付税措置のみによる補助金・交付金については、現行でも併用が認められています。

<寄附を地方負担分に充てる場合>

※地方創生関係交付金等と同様



※地方財政措置を講ずる際には、企業版ふるさと納税に係る寄附金は、特定財源として取り扱う。
・特別交付税…地方負担額から企業版ふるさと納税に係る寄附金を控除した額に措置率を乗じる。
・地方債…地方負担額から企業版ふるさと納税に係る寄附金を控除した額に充当率を乗じる。

（注）博物館クラスター推進事業の募集案内において、「また、企業版ふるさと納税に係る寄附は、自主財源となっている部分に充当することが可能となっています（本補助金と併用可能）。併用された場合は、予算の執行状況も踏まえ、審査の際に考慮されます。」との記述あり。

2-19. 企業からの寄附について③（企業版ふるさと納税の概要－経済的な利益供与）

- 企業版ふるさと納税制度においては、「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」は、禁じられているが、Q & Aにおいて、以下のように個別のケースについて該当性が整理されるとともに、法人のメリットについても記載されている。

企業版ふるさと納税に関するQ & A（抜粋）

総 説	禁止される具体例の例示		【Q5-1-1】
	許容される具体例の例示		【Q5-1-2】
個別事例の詳細	契 約 一 般	寄附を行った法人を契約の相手方とすること	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に係る契約 【Q5-2-1】
			上記以外の事業に係る契約 【Q5-2-2】
		すでに契約関係にある法人から寄附を受領すること	【Q5-2-3】
	ネーミングライツ	寄附を行った法人をネーミングライツ契約の相手方とすること	有償のネーミングライツ契約 【Q5-3-1】
			無償のネーミングライツ契約 ← 禁止 【Q5-3-2】
	施 設 等 の 利 用	寄附を行った法人に対し、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業により整備された施設等を利用させること	【Q5-4-1】(番号改定)
		寄附により整備されたサテライトオフィスを、当該寄附を行った法人に専属的に利用させること	【Q5-4-2】(新設)
	寄附法人の子会社等	寄附を行った法人の関係会社を契約の相手方とすること	【Q5-5】
	契約関係類似の関係	寄附を行った法人との間で一定の関係を成立させること	【Q5-6-1】
		すでに一定の関係にある法人から寄附を受領すること	【Q5-6-2】
そ の 他	法人にとってのメリット		【Q11】

■ 禁止される具体例（基本は、個別具体的に判断）

- 商品券やプリペイドカードなど換金性が高い商品を提供すること。
- 寄附を行うことを公共事業の入札参加要件とすること。
- まち・ひと・しごと創生寄附活用事業により整備された施設を専属的に利用させること。

■ 許容される具体例

- 寄附企業に対し、感謝状その他これに類するものを贈呈すること。
- 地方公共団体のホームページ、広報誌、県政広報番組等において、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業を紹介するのにあわせ、寄附企業の名称を他の寄附者と並べて紹介すること。
- まち・ひと・しごと創生寄附活用事業により整備された施設等に銘板等を設置し、寄附企業の名称を他の寄附者と並べて列挙すること。
- 社会通念上許容される範囲内で記念品その他これに類するものを贈呈すること

■ 法人にとってのメリットの例示

- 寄附による社会貢献を通じた法人のイメージアップや認知度の向上
- 地域社会の活力向上などへの貢献
- 創業地など縁のある地域への恩返し
- 事業分野以外の分野を含む地方公共団体の地方創生プロジェクトへの支援による、SDGs 達成に向けた取組みの推進、ESG に配慮した経営の遂行
- 地方公共団体をはじめ、当該地方公共団体による地方創生プロジェクトに関わる多様な主体との新たな関係の構築

2-20. 企業からの寄附について④（企業版ふるさと納税の好事例と課題）

■ 近年、企業版ふるさと納税を活用した文化芸術関係の好事例も出てきている。

企業版ふるさと納税の好事例

①岡山県瀬戸内市の事例

36
岡山県
瀬戸内市

「国宝『山鳥毛』を
生まれ故郷へ」

伝統の備前刀を岡山の力で守り抜く

▼岡山県瀬戸内市人達プロジェクト



国宝「山鳥毛」の展示中は訪問客数が大幅に増加し、まちの賑わい・観光に貢献した

寄附活用事業の成果

国宝「山鳥毛」を購入し、日本刀文化を未来に伝える

瀬戸内市長船地区は、かつて全国一の日本刀の生産量を誇り、日本刀の聖地とも呼ばれています。しかし、市内に国宝や重要文化財指定の刀剣は残されていませんでした。そのような折、備前刀の中でも1、2を争う逸品である国宝「山鳥毛」が岡山県外へ流出する動きがあり、これを購入し、岡山県で守っていくことが事業を立ち上げました。これを機に日本刀文化継承の機運を高めることでシビックプライドにつなげ、日本刀文化を子どもたちの教育教材として活用します。また、観光資源としても活用し、関係人口・交流人口の増加にもつなげます。

寄附活用事業の成果

「山鳥毛」を購入することができ、守り続ける第一歩となった

- 普及啓発活動のなかでシビックプライドが育まれた
- 事業が目ざされる市の認知度が上がりイメージアップ
- 関係人口が大幅に増え、市に貢献したいという気持ちを持った人が増加

上掲画像の宝刀で、備前刀の最高峰といわれる国宝「山鳥毛」 無銘一文字（号「山鳥毛」）

地方公共団体 寄附受入れの経緯・工夫

寄附を募るに当たって、当市に縁のある企業や刀に関心がある企業をリストアップし、電話等で連絡するところから開始。当市の事業や企業版ふるさと納税制度の内容を記載したパンフレットを企業に送付したことで、市内の地方版に新聞広告を出したことも効果がありました。市のトップセールスが寄附の決め手となったケースも多いですが、寄附企業が他の企業に声をかけてくれた結果、即決で寄附が決まったこともありました。ふるさと納税やクラウドファンディングとあわせて資金集めを行ったことや、地域新聞や放送局などの協力を得たことで、事業そのもののイメージや認知度が上がったことも寄附獲得につながりました。また、プロジェクトに共感してくれた、地域で覚悟のある方をアンバサダーに任命し、当市と企業とのパイプ役を担っていただいたことも大きな効果がありました。多くの方に日本刀に興味を持っていただくため、刀に関連のある神社やイベント等で積極的にPRを行い、SNSで日本刀に関するプチ情報を積極的に発信しました。

寄附企業 寄附の経緯・効果

岡山県の変を守ることと地域に貢献したいという思いから寄附を決めました。瀬戸内市から届かれた入会書では、実際に購入した国宝を目の前で見ることができ、意外に流失しなくて本当によかったと感じています。

事業概要

文化・芸術・スポーツ

実施期間
2018年11月～2020年3月

総事業費
737,360千円

事業費
312,010千円

補助金
154千円

事業内容

岡山県文化・芸術・スポーツ振興事業、岡山県文化・芸術・スポーツ振興基金、岡山県文化・芸術・スポーツ振興基金助成金、岡山県文化・芸術・スポーツ振興基金助成金、岡山県文化・芸術・スポーツ振興基金助成金

■(SDGs) 関連するゴール

4 質の高い教育をみんなに、8 持続可能な消費の推進、17 持続可能なパートナーシップを構築する

②香川県の事例

40
香川県

海外からの来場者を呼び込み
国際交流を強化

現代アートで地域を活性化

▼瀬戸内国際芸術祭を中心としたパンフレット制作プロジェクト



2019年の「瀬戸内国際芸術祭」では、海外からの来場者もより多く訪れた Photo: Miyawaki Shiroko

寄附活用事業の成果

アジア各国からの来場者の受入態勢を強化

2010年から3年に一度のトリエンナーレ方式で開催している「瀬戸内国際芸術祭」は、現代アートを活用して地域の活性化を目指す取組であり、回をすごごとに盛り上がりを見せています。芸術祭の開催年以外にもアート作品を継続展示するなど、地域が一体となって交流人口の拡大に向けた取組を行ってきました。本事業では、2019年に開催された芸術祭に向けて、特にアジア各国からの来場者の受入態勢を強化しました。多言語対応スタッフを育成するとともに、繁体字、簡体字、ハングルで記載されたパンフレットや案内板を新たに用意したことで、よりスムーズな運営につながりました。

寄附活用事業の成果

世界各国からの来場者が増え、経済効果が30%アップ

- 「瀬戸内国際芸術祭」の来場者数、来場者の外国人割合がともに増加
- 県内外国人延泊泊客数が大幅に増加
- 特にアジア各国からの来場者受入態勢が整い、円滑な案内につながった

多くの外国人がボランティアスタッフで芸術祭に参加した Photo: Miyawaki Shiroko

地方公共団体 寄附受入れの経緯・工夫

従来より寄附をいただいていた芸術祭の協賛企業等から企業版ふるさと納税を活用した寄附をいただくことが多くなりました。寄附企業には、芸術祭における活動や展示作品などを取りまとめた記録集を贈呈するとともに、次回の芸術祭に向けた準備の進捗状況やイベントなどを伝えるメールマガジンを発行するなど、寄附をいただいた後においても、寄附企業との関わりを大切にしていることが継続的な寄附につながっています。多くの寄附企業が、芸術祭での受付業務や作品制作のボランティア活動、自社ホームページで芸術祭を盛り上げる活動など、自発的な取組を通じて事業をサポートしてくれています。

寄附企業 寄附の経緯・効果

過疎化が進む瀬戸内海の美しい島々に活力を取り戻そうとする芸術祭の趣旨に賛同して継続的な寄附を行っています。休校していた高松島の中学校の再開や、国立ハッセン南摩摩堂所がある大島への定期航路の就航、休耕田となっていた島島の畑の風景の復活など、芸術祭が地域の活性化に寄与していることも寄附のモチベーションにつながっています。

事業概要

文化・芸術・スポーツ

実施期間
2018年4月～2020年3月

総事業費
245,502千円

事業費
27,000千円

補助金
5千円

事業内容

株式会社ベネッセホールディングス、株式会社グループ・ホールディングス株式会社、株式会社ベネッセホールディングス、株式会社グループ・ホールディングス株式会社、株式会社ベネッセホールディングス、株式会社グループ・ホールディングス株式会社

■(SDGs) 関連するゴール

11 持続可能な都市を創る、17 持続可能なパートナーシップを構築する

③京都府の事例

アート&クラフト市場の活性化と文化観光のコラボによる文化芸術産業創生事業

若手アーティストたちがコンテンポラリーに表現した作品が一堂に展覧される「ARTIST'S FAIR KYOTO」の開催を通して、既存の美術ファンに留まらず、企業経営者など支援者となる新たな層とアーティストを結び、地方にあってこそ才能ある作家が持続的に活動し、新たな文化が創造され続けるサイクルを整え、かつ、文化資産を舞台にアーティストの創造性を生かして新たな発表の場をつくり、社会で芸術を共有する機会を広がりを生み出すことを目指します。

令和2年度の取組

「ARTISTS' FAIR KYOTO 2021」の開催

1. 時期：2021年3月6日(土曜日)～7日(日曜日)
2. 会場：京都文化博物館別館、京都新聞ビル地下1階
3. 概要：

- ・国内外で活躍するアーティスト達がセレクトした、将来に期待を寄せる若手アーティスト達の作品を主体に、京都を代表する近代建築をユニークにしつらえた会場で展示公開。「美術展とアートフェアの境を取り払った新しいアートイベント」として人気を集める。
- ・会場では若手アーティスト達が観客を待ち受けており、作家×観客の販売も交えたコミュニケーションによって完成するオルタナティブで「熱気溢れる」展覧会。国内外のアート関係者、アートファンのみならず、都内・関西の著名な企業経営者から、訪日観光客まで多彩な層が来場。
- ・展覧会開催後にも若手アーティスト達へ国内外のアート関係者、企業関係者等から多くの制作依頼があり、国内外で広く、次世代の日本の美を発信する機会となっている。

※開催を予定していた、「Art Collaboration Kyoto」は新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年度に延期。

2-21. 企業版ふるさと納税をうまく活用した事例のポイント

- 企業版ふるさと納税をうまく活用した事例をみると、①自治体による積極的なPR活動、②オール自治体での取組、③効果的な企業アプローチ、④寄附企業への丁寧なフォロー、などがポイントとして挙げられる。

寄附受入れに至る流れ

1. 庁内の体制づくり

- 地域再生計画の認定（具体的な寄附の見込みがなくても可）
- 企業版ふるさと納税の担当部局が各部局に制度を周知（幹部会議や庁内掲示板などを利用）
- 横断プロジェクトを立ち上げ、企画・立案・実働で連携

2. 企業のリストアップ

- 企業版ふるさと納税の担当部局が、産業振興の担当部局等に企業情報の提供を依頼
- 寄附を依頼する企業候補をリストアップし、庁内共有

3. 企業へのアプローチ

- 寄附活用事業のPRチラシを作成し、企業へ送付
- 電話やメールによる営業活動からアプローチを進める<アプローチの主体>
 - ー都道府県が、市町村の事業を取りまとめて発信
 - ー首長や幹部職員によるトップセールス
 - ー企業と接点のある外部の人物の協力

4. 企業からの寄附を受け入れる

5. 寄附受入れ後のフォロー

- ・寄附企業名等を積極的に発信（HPや広報誌）
- ・企業名入り銘板の設置、寄附目録の贈呈式・記者会見完成式典等への招待など
- ・寄附活用事業の進捗報告（活用用途や効果など）

好事例における寄附受入れに係る工夫

岡山県瀬戸内市：国宝「山鳥毛」購入活用プロジェクト

地方公共団体 寄附受入れの経緯・工夫

寄附を募るに当たって、当市に縁のある企業や刀に関心がありそうな企業をリストアップし、電話等で連絡するところから開始。当市の事業や企業版ふるさと納税制度の内容を記載したパンフレットを企業に送付したことや、県内の地方紙に新聞広告を出したことも効果がありました。市長のトップセールスが寄附の決め手となったケースも多いですが、寄附企業が他の企業に声をかけてくれた結果、即決で寄附が決まったこともありました。ふるさと納税やクラウドファンディングとあわせて資金集めを行ったことや、地域新聞や放送局などの協力を得たことで、事業そのもののイメージや認知度が高まったことも寄附獲得につながりました。また、プロジェクトに共感してくれた、地域で発信力のある方をアンバサダーに任命し、当市と企業とのパイプ役を担っていただいたことも大きな効果がありました。多くの方に日本刀に興味を持っていただくため、刀に関連のある神社やイベント等で積極的なPRを行い、SNSで日本刀に関するプチ情報を積極的に発信しました。

寄附企業 寄附の経緯・効果

岡山県の宝を守ること地域に貢献したいという思いから寄附を決めました。瀬戸内市から招かれた内覧会では、実際に購入した国宝を目の前に見ることができ、県外に流失しなくて本当によかったと感じています。

香川県：瀬戸内国際芸術祭を中心としたインバウンド推進プロジェクト

地方公共団体 寄附受入れの経緯・工夫

従前より寄附をいただいていた芸術祭の協賛企業等から企業版ふるさと納税を活用した寄附をいただくことが多いです。寄附企業には、芸術祭における活動や展示作品などを取りまとめた記録集を贈呈するとともに、次回の芸術祭に向けた準備の進捗状況やイベントなどを伝えるメールマガジンを発行するなど、寄附をいただいた後においても、寄附企業との関わりを大切にしていることが継続的な寄附につながっています。多くの寄附企業が、芸術祭での受付業務や作品制作のボランティア活動、自社ホームページで芸術祭を盛り上げる活動など、自発的な取組を通じて事業をサポートしてくれています。

寄附企業 寄附の経緯・効果

過疎化が進む瀬戸内海の美しい島々に活力を取り戻そうとする芸術祭の趣旨に賛同して継続的な寄附を行っています。休校していた男木島の小中学校の再開や、国立ハンセン病療養所がある大島への定期航路の就航、休耕田となっていた豊島の棚田の風景の復活など、芸術祭が地域の活性化に寄与していることも寄附のモチベーションにつながっています。

（出所）内閣府地方創生推進事務局「企業版ふるさと納税活用事例集～全国の特徴的な取組～」（令和3年3月発行）（図1は文化庁による加工）

2-23. 現物寄附について①（美術品の寄附）

- 現物寄附、特に美術品の寄贈については、令和4年度税制改正要望を提出したが、認められなかった。
- 課題として、税の原則論のほかに、**美術品の「時価」の透明性の低さ**なども課題となった。その課題解決の観点からも、公的な鑑定評価制度の整備が必要不可欠である。

美術品寄贈に係る令和4年度税制改正要望

アート市場活性化ワーキンググループでの議論

（4）国等への美術品の寄贈に係る寄附金控除等の特例措置の拡充【所得税等】

我が国にとって重要な美術品の適切な保存及び積極的な活用を図るため、個人が保有する一定の美術品を国・地方自治体・独立行政法人等に対して寄贈する際に、現在取得価額とされている寄附金控除の適用金額を時価相当額とすること等を要望する。



（3）公的な鑑定評価の仕組みの導入

誰もがアートを購入しやすい環境を作るためには、アートの価格が客観的に分かりにくいこと、寄附や相続の際の価格根拠や算定の仕組みが不透明であるなどの課題を解決することが重要である。すでに多くのアート作品が国民の財産として流通しているが、「フローからストックへ」という世界的な潮流の中で、アート作品の時価をどのように算定していくのか議論が必要なタイミングにきている。時価評価は会計の世界ではグローバルスタンダードである。不動産価格の評価においては、鑑定士制度が整備されているように、公的な鑑定評価の仕組みを導入することにより、時価を評価する仕組みを作り、アート作品を国民の財産として可視化することが、公平で透明な市場形成につながると考えられる。また、アート市場活性化のためには、より多くの事業者や買い手の参入が必要である。透明性を高めると同時に、購入の後押しとなるような優遇措置等（予算、税制等）を拡充し、より多くの人が参入しやすい環境を整えることが重要である。

2-24. 現物寄附について②（遺贈）

- コレクターは、美術品等を収集・保管した後の処理まで含めて、税務に係る措置を考える必要がある。その際、**相続財産を国・自治体・公益法人等に遺贈することにより、相続税の計算に入れないことが可能**。
- 今後、コレクターの高齢化の進展に伴い、今後より一層、**遺贈のニーズが高まる**と思われる。国立館等では、受入を行っている館もあるが、中小規模の館では、受入に際して生じる受贈益負担が課題として指摘される。

美術品に関する税務処理

■ 取得

- ・法人の場合、100万円未満であれば減価償却資産として経費計上可。

■ 保管

- ・適切な保管環境にない場合、美術品の劣化等により価値低減のおそれ。

■ 美術品を手放すとき

①売却・贈与

- ・譲渡所得が発生
- ・公的機関等への贈与の場合、寄付金控除等（取得価額）

②遺贈

- ・公益法人等が相手先の場合、相続税にカウントしない。

③相續

- ・登録有形文化財や登録美術品の場合、相続税猶予等の特例あり。

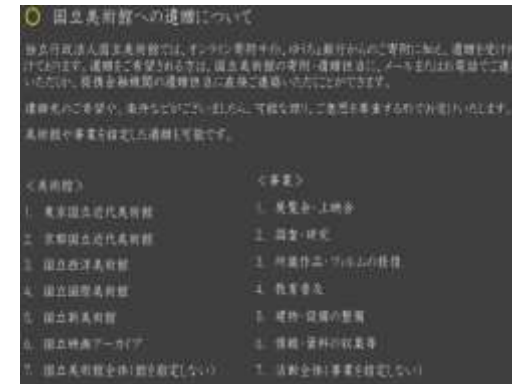
遺贈について

- 国、地方公共団体、公益法人、公益信託、認定NPO法人への遺贈の場合、一定の要件を満たす場合は、相続税の計算に入れないことが可能。
- 複数の国立館では信託形式での受け入れなども行っている。

東京国立博物館



国立美術館

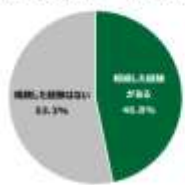


国立科学博物館

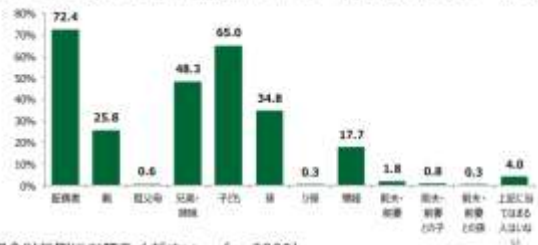


2-25. (参考) 日本財団が実施した遺贈に関する調査 (60~79歳男女、n=2,000)

Q あなたは、どなたかの財産を相続したことがありますか。(n=2000)

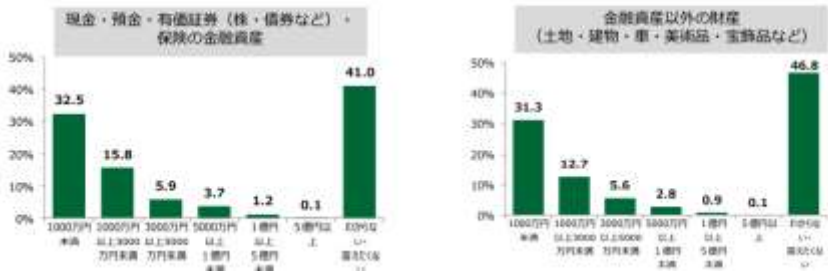


Q 以下のうち、あなたの親族(同居は問わず)をすべてお選びください。(n=2000)



Q あなた個人が保有している財産の総額を、現金/現金以外別にお答えください。(n=2000)

財産とは・・・あなたが保有する現金、有価証券(株、債券など)、土地、建物、車、貴金属、その他所有物を総称して「財産」と呼びます。



「遺贈」という言葉について3割弱が意味まで知っている。「言葉は聞いたことがあるが、意味は知らない」(26.9%)を含め、過半数が言葉は認知していた。遺贈について遺言書に記載している人は0.6%、遺贈してみたいと回答したのは2.5%。「財産があれば遺贈したい」「遺贈に興味・関心を持っている」も含めると、全体の5人に1人は遺贈への興味関心を持っている。

遺贈とは、遺した財産を遺言書(ゆいごんしょ)によって、社会貢献団体など相続人以外の者に遺すことを表します。自分自身で、遺した財産の使い道を決められる良さがあります。

Q あなたは上記説明のような「遺贈」という言葉を知っていましたか。(単一回答)(n=2000)



Q あなたは「遺贈」をしてみたいと思いますか。(単一回答)(n=2000)



※小数点以下第2位を四捨五入しているため、図表上の数値の総和は20.5%になりません。

遺贈したい団体は、「社会的に意義のあることに使ってもらえる団体」(41.1%)がトップ。次いで、「自分の意思に沿って使ってもらえる団体」(30.4%)と続く。遺贈寄付をする場合に寄付したいと思うものは、「現金・預金・有価証券・保険の金融資産」(65.2%)が最多。

■遺贈関心層・寄付関心層
Q どのような団体に対して遺贈したいとお考えになりますか。(複数回答)(n=540)

遺贈したい団体	
1位	社会的に意義のあることに使ってもらえる団体 41.1%
2位	自分の意思に沿って使ってもらえる団体 30.4%
3位	地域に根ざした活動を行っている団体 17.2%
4位	経営がしっかりしていて、将来への信頼性が高い団体 17.0%
5位	これまでの活動実績が良いと思う団体 16.3%
6位	国際的に活動している団体 11.3%
7位	遺贈した財産も団体の管理費に使わない団体 11.3%

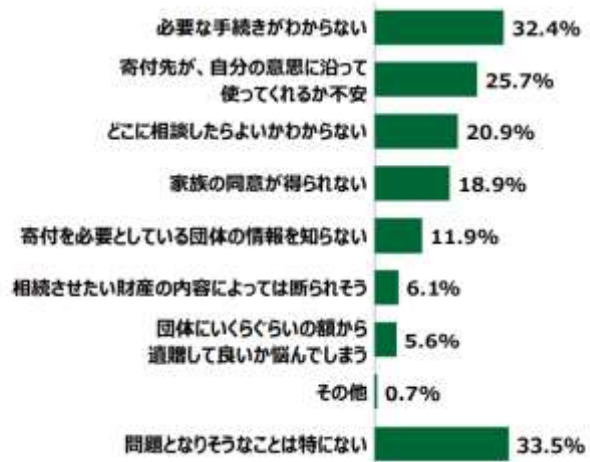
※8位以下は、次の通り。
「知名度のある団体」(6.5%)、
「事前に遺贈を決めた後も、随時寄付の機会がある団体」(6.3%)、
「友人・知人が遺贈に賛同している身近な団体」(4.1%)、
「自らの名前や事業名を冠して活動する団体」(3.0%)、
「その他の団体」(5.4%)

■遺贈関心層・寄付関心層
Q 社会貢献団体や慈善団体へ遺贈寄付をする場合、寄付したいと思う内容をすべてお選びください。(複数回答)(n=540)



問題となりそうなことを確認したところ、約3分の1の人は「問題となりそうなことは特になし」と回答。問題となりそうなこととして最も多いのは、「必要な手続きがわからない」(32.4%)。次いで「寄付先が、自分の意思に沿って使ってくれるか不安」(25.7%)、「どこに相談したらよいかわからない」(20.9%)と続く。

■遺贈関心層・寄付関心層
Q 実際にあなたが遺贈を行うとした場合、どのようなことが問題となりそうですか。(複数回答)(n=540)



2-26. (参考) 美術品の寄附税制に関する美術関係者からの声

- ある著名なコレクターより、実際のケースをご紹介いただいた上で、我が国の寄附税制に関する提案があった。
- また、公益法人等で受贈を受ける現場の声として、租税特措法40条の規定に基づく美術品の寄贈を受ける場合、要件を満たさなくなったときに課税される恐れのある「みなし譲渡所得課税」の肩代わり分への懸念なども聞かれる。

あるコレクターによる寄贈のケース

- 企業創業者が蒐集している現代美術コレクション。
- 公益財団法人に基金を設立し、作品を寄附。一部を寄附したが、その際に発生した寄附金控除額は控除しきれなかった。
- 公益に資する目的のため、公開・展示が必要だが、貸出しや展覧会開催は寄附者が意思決定可能。売却して別の作品を購入することも可能。ただし、保管料は寄附者が負担。

<提言案>

- 美術品に寄附した場合、税額控除を適用できないか。
→現行制度ではPST要件を満たす公益法人等のみに適用。
- 評価機関の確立（民間機関）が必要ではないか。
- 寄附金控除のの繰越を認められないか → 米国は5年繰越可
- 租特法40条みなし譲渡所得課税の非課税措置を使いやすく。

ある公益法人による美術品の受贈の際のケース

- 美術品の寄贈を受ける際、取得価額と時価の差が大きい場合、個人が「みなし譲渡所得課税」の非課税措置（租特法40条）を適用した上で受け入れる。
- 本措置の適用要件は、①公益増進要件、②事業供用要件（2年以内の展示等）、③不当減少要件（寄附者の税負担を不当に減少させない）の3点。
- 本要件を満たさない場合、国税庁長官は非課税承認を取り消すことができる。公益目的事業の用に供した後に取り消された場合、**寄附者ではなく、受贈者である公益法人等に対して、取り消された日時点での時価**で譲渡所得課税される。
- 公益法人等にとっては、何らかの理由で公益目的事業の用に供することができなくなった場合を想定し、特に高額な美術品の受入れについては及び腰になることもある。
- ただし、取得価額と時価の差が、50万円未満であれば、特別控除の範囲内なので、上記を気にせず受け入れることが可能。

基盤・制度ワーキンググループとしての政策提言①

1. 文化芸術領域への寄附について

- 大前提として、文化芸術団体等が、寄附等を通じて自己収益を上げやすくなる環境整備が必要である（文化経済部会における課題）。
- クラウドファンディング等の個人による寄附活動は、今後も増加していくことが見込まれる。そうした寄附プロジェクト形成に重要な役割を果たすプラットフォームの役割を整理した上で、文化芸術振興の観点から具体的な活用促進策を検討すること。
- 寄附に関する税制優遇については、既に様々な措置が存在しているにも関わらず、必ずしもそれらが十分に活用されていない。特に文化芸術分野における寄附を促進するため、自治体や企業等に対して、「企業版ふるさと納税制度」をはじめとした既存制度について、制度内容や事例、効果的な活用ノウハウ等を訴求しつつ、具体的な活用促進に向けた仕組みを検討すること。
- 個人や法人などが長く保有しているが、顕在化していない美術品等は数多く存在するとみられる。こうした美術品を後世に残していく観点から、相続・寄贈・遺贈等を円滑に進められるよう、相談体制の整備や、寄贈者や受贈者である美術館双方にとって使い勝手のよい枠組みを検討すること。

1. 本ワーキンググループについて

2. 文化芸術領域への寄附の促進

- (1) 我が国における文化芸術領域への寄附の現状について
- (2) クラウドファンディング等の手法について
- (3) 企業版ふるさと納税の活用について
- (4) 美術品等の現物寄附について

3. 公的な鑑定評価制度の検討について

- (1) 美術品の公的な鑑定評価制度の目的・必要性
- (2) 本制度が対象とする価格
- (3) 本制度設計の基本的な考え方
- (4) その他
- (5) 「公的な鑑定評価制度に関する基本的な考え方」

4. 新たなメディア・テクノロジーを巡る潮流への対応

- (1) 文化芸術コンテンツを巡る環境変化
- (2) 映像制作領域の動向
- (3) 新たなメディア・テクノロジーとしてのNFTについて
- (4) 新たな表現の場としての仮想空間（メタバースを含む）について

3－1．公的な鑑定評価制度に関する論点について

- 2021年3月のアート市場活性化WGのとりまとめにおいて、誰もがアートを購入しやすい環境づくりや、ナショナルコレクション形成の観点から、公的な鑑定評価の仕組みの導入の必要性を提起。
- 本制度の設計にあたっては、関係当事者の意見を聞きながら、専門的な議論を重ねる必要がある。
まず、今年度のWGにおいては、制度の考え方や方向性を明らかにすることとしたい。

アート市場活性化WGでのとりまとめ

(3) 公的な鑑定評価の仕組みの導入

誰もがアートを購入しやすい環境を作るためには、**アートの価格が客観的に分かりにくいこと**、寄附や相続の際の価格根拠や算定の仕組みが不透明であるなどの課題を解決することが重要である。すでに多くのアート作品が国民の財産として流通しているが、「フローからストックへ」という世界的な潮流の中で、**アート作品の時価をどのように算定していくのか議論が必要な**タイミングにきている。

時価評価は会計の世界ではグローバルスタンダードである。不動産価格の評価においては、鑑定士制度が整備されているように、**公的な鑑定評価の仕組みを導入することにより、時価を評価する仕組みを作り、アート作品を国民の財産として可視化することが、公平で透明な市場形成につながると考えられる。**

また、アート市場活性化のためには、**より多くの事業者や買い手の参入が必要**である。透明性を高めると同時に、購入の後押しとなるような優遇措置等（予算、税制等）を拡充し、より多くの人々が参入しやすい環境を整えることが重要である。

公的鑑定評価制度の検討にあたって明確にすべき点

① 公的鑑定評価制度の目的・必要性の明確化

② 具体的な制度設計の方向性

- － 国の関わり方はどのようにすべきか
- － 何を鑑定評価するか
- － 鑑定評価主体の要件をどうすべきか
- － 対象領域をどのように設定すべきか
- － 方法論の透明化をいかにして図るか
- － 担い手育成をどのように考えるか

③ 制度設計の今後の進め方

- － 法律や運用など制度設計をどうするか
- － スケジュールや今後の作業方針をどうするか

3－2．美術品等の寄附税制等に関する調査研究事業（平成29年度）での提言

- 平成29年度に実施した「我が国の現代美術の海外発信事業 美術品等の寄附税制等における調査研究事業 報告書」において、**公的な鑑定評価制度の整備に係る提言**が明記された。

現在日本では、美術品の課税価格の算定は様々な団体・協会や民間企業が行っており、**統一基準が無い**ため、**申請者が依頼した機関によって、算定結果がばらついている**。

一方、今回調査を行った**複数の国では、美術品に係る鑑定士協会が存在しており、協会によって美術品の課税価格算定の基準が統一されている。また、適正に算定を行う人材を育成するための教育・研修プログラムが整備**されている。例えばアメリカでは、米国鑑定士協会が評価業務を行う上での水準を統一し、美術品分野の専門高等教育を修了した人材を対象に課税価格算定のための教育・研修プログラムを提供している。

そこで、日本においても、美術品の課税価格算定の仕組みを充実させるために、**美術品の価格算定機関の設立と基準の統一、及び、価格算定を行う人材の教育・研修プログラムの仕組みの構築**を提言する。

（研究会での関係する議論）

- （海外では）市場価値は、企業価値評価と同様に、「市場価値が今後伸びるか」ということを将来まで見通し、価値算定をしていると思う。
- 文化庁の評価価格と市場での評価価格に差があると、所有者は、より高く評価される方を選択し、現状では高い価格で評価されることが多い市場流通が選択される。
- 美術品の価値の根底となるデータを揃え、芸術員が活用できるサイクルを整備することで、中長期的には美術品の適正な価格を保証するものとなる。
- 市場価格は時代の需給で変動するが、根底となる美術的価値の基盤作りに投資をすることは、成長戦略を考える上での一つの方策である。
- アメリカでは、美術品鑑定会社は収集家からの依頼によって、内国歳入省（IRS）に美術品の価格評価結果を公式に提出する。その際、他の比較対象となる美術品との差異を基に、価格評価結果を説明する。ただし、一度も類似の美術品がオークション等で売却された実績が無い場合、その美術品の歴史的重要性や価値を言語化し説明する。日本にはアメリカのような美術品鑑定組織がまだ未整備であり、機能していない。
- 美術品の価値算出をする際に、日本では相続を前提としており、相続税を低くするために、低い価格の評価結果が望まれる。一方海外では、寄附によって税額控除を受けることを前提としており、評価結果が望まれる。
- 国内の美術品に係る（一般社団法人）全国美術商連合会の協力のもと、日本や諸外国のオークション会社からも日本に残されている美術品（外国も含む）の売買価格の情報を集積した、評価・鑑定できる公益法人が必要である。
- 評価機関の過去の評価額と実際の市場での売買価格の相関性を確認していく必要がある。
- 複数の民間事業者から評価価格を提示してもらうことで、価格の妥当性を検証する。
- プライマリー市場はアーティストから美術商やアートフェア等を通じて作品を購入するため、贋作リスクは少ないものと思料する。セカンダリー市場で作品を購入する場合は、贋作リスクを考慮する必要がある。
- 価値は、基本的には経済的価値で示されるものであるが、その経済的価値は、作品の真正性ととも、芸術史的、歴史的、技術史的、地域的、文化史的、その他の多様な価値で構成されている（裏付けられている）と思う。その構成要素をまずは明らかにし、その上で、これまでの実績の評価額を基準標準価格のような形で提示し、必要に応じて更新していくことが必要である。
- 市場価格と卸売価格を峻別したうえで、市場価格による評価を採用する。
- 現代美術は社会における意味や市場的な価値の変化が流動的かつ激しい。そのため、作品価格の急激な上昇が、作品自体の意味や評価の動きに対して強い影響力を与えないようなシステムも必要であろう。
- 「比較対象品」を基に算定することを義務付けることも必要ではないか。
- 不動産の評価に欠かせないのが路線価格（空間的）だとすると、美術品には評価基準となる美術史（時間的）を確立する。

3-3. 税制ワーキンググループ（令和元年度、令和2年度）での議論

■ 令和元年度・令和2年度に実施した税制ワーキンググループでも、公的鑑定評価の必要性について議論。

税制ワーキンググループについて

（1）設置趣旨

「文化経済戦略（平成29年12月27日）」において掲げられた「文化経済活動が自律的・継続的に発展する好循環」（文化と経済の好循環）を実現するために設置された、文化・芸術界、経済界、関係省庁の3者が対話する場である「文産官連携会議」の下に、芸術文化の振興に資するための税制優遇措置の方策等を検討するため、「税制ワーキンググループ」を設置する。

（2）開催時期

2019年6月・8月、2020年8月・9月

（3）委員（令和2年度、敬称略）

池上健 明治大会計専門職研究科専任教授、(一財)東美鑑定評価機構業務執行理事
大谷省吾 東京国立近代美術館美術課長
絹谷健二 三井住友フィナンシャルグループ・三井住友銀行デジタル戦略部上席推進役
小松隼也 弁護士、三村小松山縣法律事務所
光田由里 DIC川村記念美術館学芸グループマネージャー
◎森信茂樹 公益財団法人東京財団政策研究所研究主幹
山内真理 公認会計士、税理士、公認会計士山内真理事務所代表
山口栄一 一般社団法人アートパワーズジャパン代表理事、公益社団法人経済同友会アートとスポーツの産業化委員会委員長
山本豊津 株式会社東京画廊代表取締役社長
濱崎礼二 宮城県美術館副館長兼学芸部

税制WGでの議論（関係する部分を抜粋）

＜2019年6月 税制ワーキンググループ＞

- 精通者価格の「精通者」が誰かわからない。精通者ライセンス的な制度が必用。
- 美術館の価格評価においても一人が決めていることはないが、価格の決め方の透明性は必要だと思う。
- 国税当局も、相続や譲渡などの場面に応じて精通者が価格を高め／低めに出せることは望ましくないと思うだろう。

＜2020年9月 税制ワーキンググループ＞

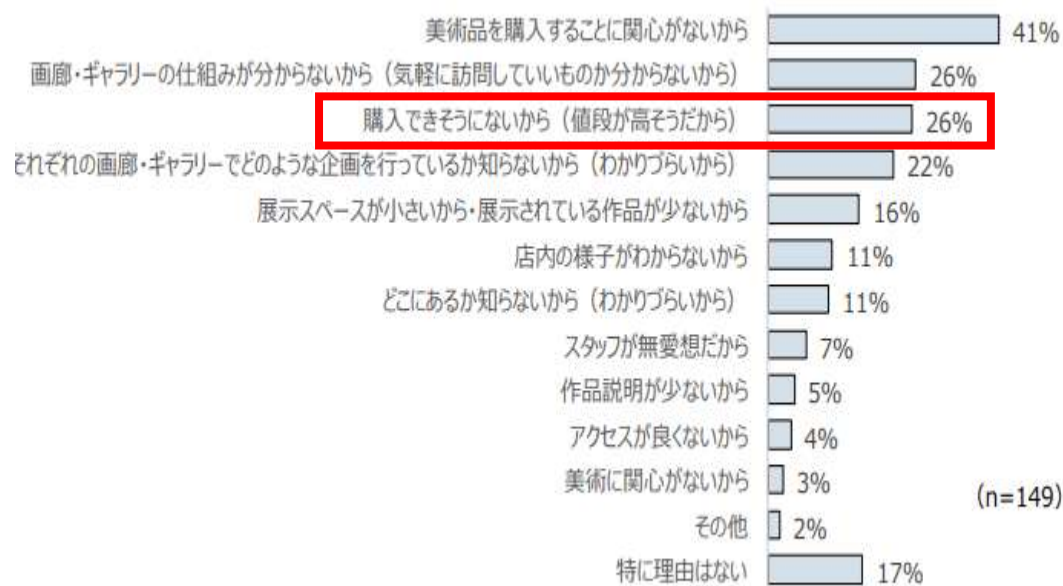
- 公的鑑定評価制度については、民間の機能強化という方向で検討すべき。
- はっきりとした価格はオークションで示されている価格。ただ、適正価格とは言えない場合もあり、また、分野も色々あるので、幅を持った算定を考慮する必要があるのではないかな。
- 美術品の時価評価をベースとした資産財として位置付けを確立していくことが重要である。
- 現行の評価制度は、税制度との関係でゆがみが存在するので、適正価格を如何に担保するかが重要。
- 国宝・重要文化財は輸出ができないので、売買できる市場が日本国内しかなく、その結果、価格が低くなってしまっている。我が国の文化財の価値をどうやって高めていくか、という観点で考え直す必要。
- 現存作家の作品については、評価が一定しないことが課題。長い年月を経て価値評価が安定した美術品とは取扱いが異なるのではないかな。

3-4. アート市場活性化における公的な鑑定評価制度の意義

- 新たなアート作品の購入者の層を広げることが重要であるが、潜在的な購入層と考えられる「国際経験豊かなビジネスパーソン」にとって、価格に関する懸念は高い割合を占め、価格の透明性向上が必要。
- また、我が国に膨大に蓄積されている美術品の「ストック」を把握し、その活用によって更なる付加価値を生み出していくためには、美術品のストック価値を適正に評価し、可視化する取組が必要不可欠。

国際経験豊かなビジネスパーソン（※）の 美術品非購入理由について

図表・32 国際経験豊かなビジネスパーソンの美術品非購入理由



出所）「日本のアート産業に関する市場調査 2018」（一社）アート東京・（一社）芸術と創造

未来投資会議 構造改革徹底推進会合 （平成31年2月）御立副会長提出資料

2. すでにわが国に存在する「ストック」の活用

- 7兆円近い世界のアート市場は、その大部分を米国、中国、英国が占め、わが国は2400億円程度に過ぎないという指摘がなされている。しかしながら、これは「フロー」かつ「市場がある場」を示しているものであるに過ぎない
- 美術分野についていえば、縄文時代以降、高い美術的価値を持つ作品が、膨大な量、制作され、多くのものが国内にストックとして存在している。この徹底的な活用が、これからのわが国の文化戦略にとって、もっとも重要なファーストステップとなりえる
- そのためには、下記の3点が必要となる
 - ストックの見える化（公的・私的美術館、企業、家計等、どこに何がどれだけあるかのデータベース化）
 - ストック価値の適正な評価を可能とする仕組み作り
 - ストックの流動を促す政策
- この観点から、この3点について、外部性をも考慮した形で政策立案・実行を行っていく必要がある。特にその第一歩として、「見える化」の具体策を早急に立案していくことが喫緊の課題であると考え

3－5．諸外国の公的鑑定評価制度について

- 諸外国では整備されている公的な鑑定評価制度について、我が国ではそうした制度は存在しない。
- 諸外国の制度をみると、①（文化的価値の判断ではなく）価格の評価を行うことを目的としていること、②課税価格の算定根拠として活用していること、これらの特徴において共通している。
- 我が国では、「歴史上、芸術上、学術上価値の高い有形の文化的所産」としての有形文化財については、別の体系が整備されており、今回目指すべき鑑定評価制度はあくまで「価格評価」を目的とすべきではないか。

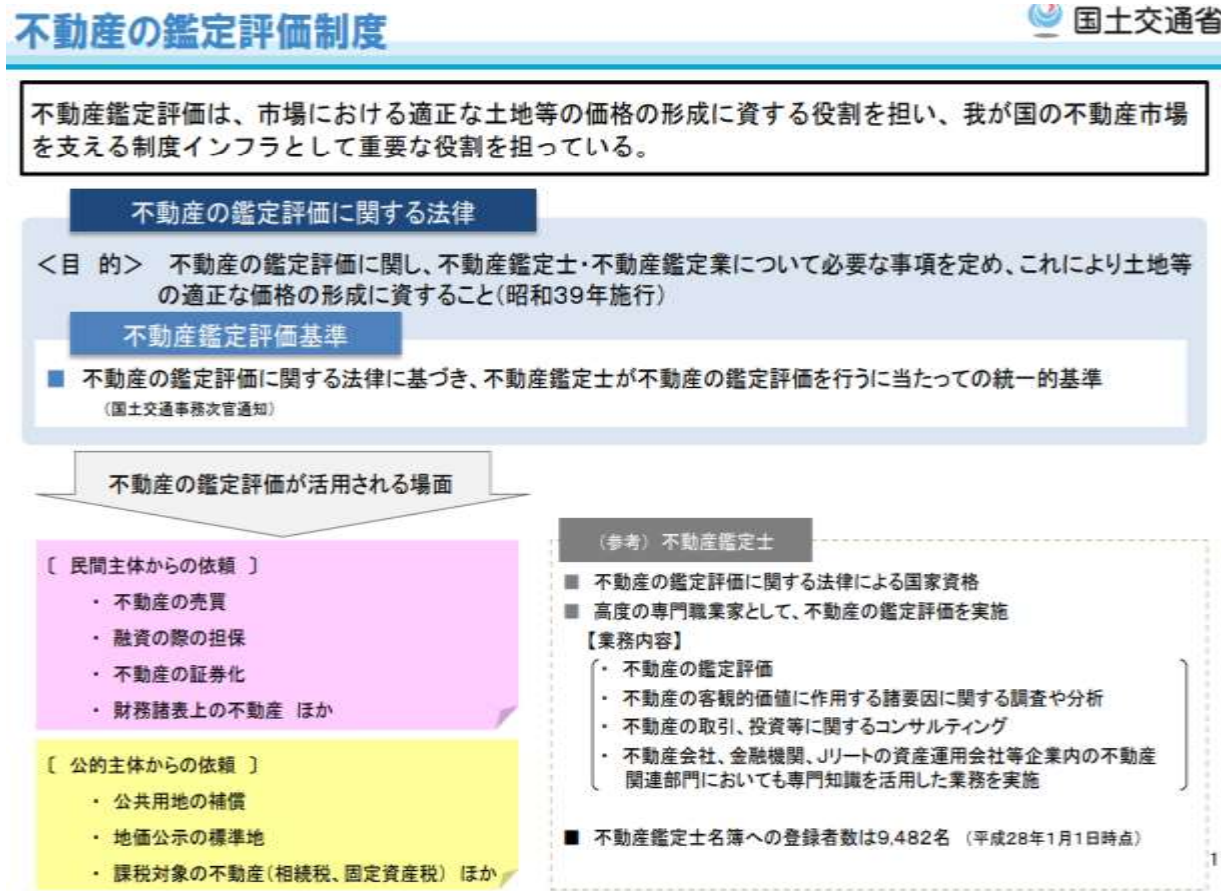
諸外国の公的鑑定評価制度について

	日本	アメリカ	イギリス	フランス	オランダ	シンガポール	韓国
課税価格算定機関	－	米国美術鑑定士協会、 米国鑑定士協会	行政機関の評価パネル（学芸員・アートディーラー等の有識者にて構成）	競売吏(国家資格) ※鑑定人は競売吏の支援業務に従事	動産鑑定人、仲介人、 競売人連盟	政府や美術館推奨の 指名した民間企業	韓国美術品鑑定協会
課税価格算定方法	申請者が選んだ美術品の鑑定人が選定	私有財産の価格評価を行う業界基準(米国統一鑑定基準)に基づき価格算定	審査パネルの協議によって算定	作品の真贋、競売落札額、国際的美術品データベース、作品の状態、需要等の要素に基づいて最終的に決定	非開示	政府や美術館推奨の鑑定企業リストを基に、美術館が指名し、国家遺産局が承認する機関企業が実施、算定方法は各民間企業の方法に準ずる	韓国美術市場価格指数、美術作品価格指数の2つの算定基準から選択して算定(寄附の場合には、各美術館の内部規定に応じて、美術館鑑定評価委員会が算定)
課税価格を算定する人材の教育・研修	－	鑑定士としての資格を得るために必要な鑑定研究プログラムを提供	－	試験合格者は、競売会社における2年間の研修及び350時間の理論カリキュラムの受講が必要	専門分野別の教育・研修カリキュラムを整備、5年ごとに会員資格を更新	－	協会による教育・研修の実施には至っていない

3－6．不動産の鑑定評価制度について

- 我が国の不動産については、不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）及び不動産鑑定評価基準（国交次官通知）が存在。地価高騰や証券化・国際課の進展などを背景に改正されてきた。
- 本制度の活用場面としては、公的主体からの依頼（課税価格算定、補償等）のみならず、**民間主体からの依頼による売買価格算定**などにも活用できるものとなっている。

不動産の鑑定評価制度の概要



不動産の鑑定評価制度の変遷

- 1963年 「不動産の鑑定評価に関する法律」の制定（翌年施行）**
 - － 昭和30年代の地価高騰を背景に、専門職業家による公正妥当な不動産の鑑定評価の普及により合理的な地価の形成を可能にする必要があった。
- 1969年 「不動産鑑定評価基準」策定（従前の3基準を統合）**
「地価公示法」の制定（翌年から地価公示を開始）
- 1989年 「土地基本法」の制定**
 - － 1980年後半からの地価高騰を背景に、公的土地評価の均衡化・適正化が図られる。
- 1990年 「不動産鑑定評価基準」の全部改正**
 - － 土地の基本理念導入、運用上の留意事項の策定、取引事例比較法等の適格な運用明記（投機的事例の排除）など。
- 2002年 「不動産鑑定評価基準」の改正**
 - － 不動産証券化の進展に伴う各種記載内容の充実化
- 2004年 「不動産の鑑定評価に関する法律」の改正**
 - － 不動産鑑定士による隣接・周辺業務を位置づけるなど
- 2007年 「不動産鑑定評価基準」の改正**
 - － 証券化対象不動産の価格に関する項目を追加
- 2008年、2009年 海外不動産や価格等評価に関するガイドライン策定**
- 2014年 「不動産鑑定評価基準」の改正**
 - － 国際評価基準との整合性向上等

3-7. (参考) 不動産鑑定法の構成及び不動産鑑定評価基準について

昭和三十八年法律第百五十二号

不動産の鑑定評価に関する法律

目次

[第一章 総則 \(第一条・第二条\)](#)

[第二章 不動産鑑定士](#)

[第一節 総則 \(第三条―第七条\)](#)

[第二節 不動産鑑定士試験 \(第八条―第十四条\)](#)

[第三節 実務修習 \(第十四条の二―第十四条の二三\)](#)

[第四節 登録 \(第十五条―第二十一条\)](#)

[第三章 不動産鑑定業](#)

[第一節 登録 \(第二十二条―第三十四条\)](#)

[第二節 業務 \(第三十五条―第三十九条\)](#)

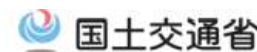
[第四章 監督 \(第四十条―第四十六条\)](#)

[第五章 雑則 \(第四十七条―第五十四条\)](#)

[第六章 罰則 \(第五十五条―第六十条\)](#)

[附則](#)

不動産鑑定評価基準等の関係性



不動産鑑定評価基準

- 不動産鑑定士が不動産の鑑定評価を行うに当たっての統一的基準
- 不動産鑑定士が価格等調査を行う場合には、不動産鑑定評価基準に則ることが原則
- 昭和39年に最初の不動産鑑定評価基準が策定される

事務次官通知 昭和44年、平成2年、平成14年、平成19年、平成21年、平成26年に改正

財務諸表のための価格調査の実施に関する基本的考え方

- ・ 企業会計基準に定める固定資産の減損や棚卸資産の評価等に関し、価格調査を行う場合の調査手法の峻別や手順等を定めたもの

地価調査課長通知 平成21年策定、平成26年改正

証券化対象不動産の継続評価の実施に関する留意点

- ・ 過去に鑑定評価が行われた証券化対象不動産を対象に、継続的な価格調査を行う場合の調査手順等を定めたもの

地価調査課長通知 平成21年策定、平成26年改正

既存戸建住宅の評価に関する留意点

- ・ 既存戸建住宅を対象として、不動産鑑定評価基準に則った鑑定評価を行う場合に、実務上留意すべき内容を定めたもの

地価調査課長通知 平成27年策定

価格等調査ガイドライン

- 不動産鑑定士が行う価格等調査(不動産鑑定評価基準に則って行われるものを含む)全般に係るルール
- 実施する価格等調査が、内部検討目的等のための簡便な評価か、不動産鑑定評価基準に則った評価か、を明確にし、その上で目的に応じた評価が行えるよう手順等を定めたもの
- 予定した範囲を越える「成果報告書」の利用による混乱防止のため、以下の2点について規定している

- ①業務の目的と範囲等の確定
- ②業務の目的と範囲等に関する成果報告書への記載事項

事務次官通知 平成21年策定
平成26年改正

海外投資不動産鑑定評価ガイドライン

事務次官通知 平成20年策定

- 海外投資不動産(J-REIT等に組み入れる海外の不動産)についての不動産鑑定士による鑑定評価の標準的手法を示すもの

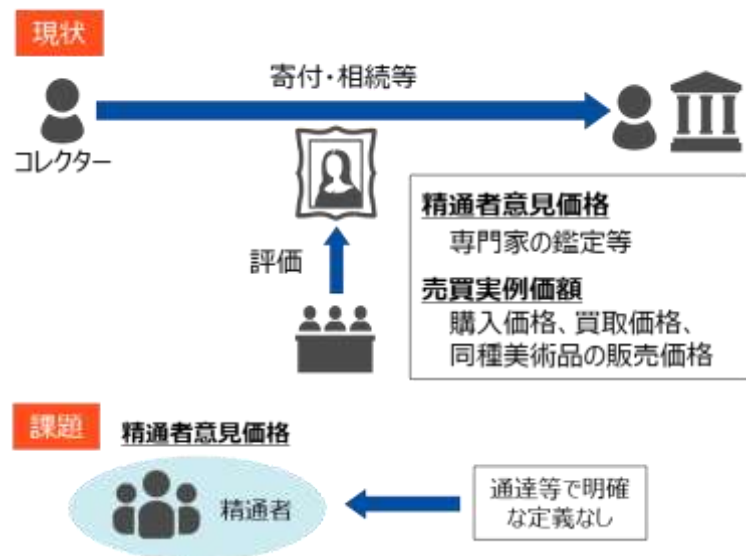
2

(出所) 第1回不動産鑑定評価制度懇談会「参考資料 不動産鑑定評価の概要」より(平成28年8月29日)

3－8．現在の美術品の価格評価の実態について

- 美術品を現物寄贈する際の時価評価にあたっては、相続税で用いられている「財産評価通達」が参照される。あるいは、差押財産等の公売時には、「公売財産評価事務提要」が参照される。これらに規定されている「精通者意見価格」について、価格算定根拠が不透明で、恣意的な評価が行われやすいとの指摘もある。
- 価格評価の対象について、市場価格については自由な取引を担保する観点から慎重である必要があるが、公的な価格については、統一的な基準や算出根拠の透明化など、当面取り組むべき課題が存在する。

美術品鑑定評価の実態



美術品鑑定評価の現状に対する指摘

美術品の評価については、個人、または私的な機関が独自の判断で実施することが多く、統一的な基準がない。結果として、評価の依頼主の事情に応じて恣意的な評価が行われ、その結果が課税や保険付保等に用いられる恐れがある。（文化庁「平成29年度 我が国の現代美術の海外発信事業 報告書」）

関連する国税庁通知

国税庁「法令解釈通達」

135 書画骨とう品の評価は、次に掲げる区分に従い、それぞれ次に掲げるところによる。

- (1) 書画骨とう品で書画骨とう品の販売業者が有するものの価額は、133「たな卸商品等の評価」の定めによって評価する。
- (2) (1)に掲げる書画骨とう品以外の書画骨とう品の価額は、売買実例価額、精通者意見価格等を参酌して評価する。

国税庁「公売財産評価事務提要 第5章第3節 美術品等の評価」（事務運営指針）

美術品、宝石、ブランド品、その他これに類する動産について、その真贋鑑定を行い、鑑定書又はそれに類する証明書等を付すことでその価値が高まると認められる場合は、鑑定人等に鑑定を依頼するものとし、また、見積価額が比較的低額と認められる財産で、適当な取引事例があり評価可能と認められるときは、精通者意見等を参考にするなど、合理的かつ簡易な方法で評価して差し支えない。

なお、美術品等の評価に当たっては、その種別、作者別、年代別等による市場価格又は類似品の取引における価格を参考として評価すること。

（注）書画、骨とう等の評価については、当該書画、骨とう等有名品であっても、それらに箱書、奥書、鑑定書等がある場合とない場合、更に鑑定者の有名、無名等によって、その価格に相当の開差があることに留意する。

3 - 9 . 財産の価格の種類について

■ 財産の価格には、売買・相続・贈与等の財の「移転」に係る価格と、移転は想定せず「保有」に係る価格の 2 種類が存在している。不動産・美術品のそれぞれについて、以下のとおり整理することができる。

不動産と美術品の価格の種類

不動産価格	概要	用途	美術品価格	概要	用途
固定資産税 評価額(市町村)	・土地の1㎡あたりの 単価、建物にも設定 ・市場価格の約 7 割 ・3 年に 1 度改正	・固定資産税の算出 (・建物の相続税や 贈与税の算出にも 使われる。)	評価額	・財産債務調書に 記入する価額 (※) ・保険契約時の評価額	・財産債務調書 ・保険契約
相続税 路線価(国税庁)	・市街地の道路に面した 宅地の1㎡あたり単価 ・市場価格の約 8 割 ・毎年改定 (7 月)	・土地の相続税や 贈与税の算出	課税評価額	・取引実例価格もしくは 精通者意見価格 ・透明性が低いとの 指摘あり	・相続税や贈与税の 算出
公示地価 (国土交通省)	・「標準地」に設定された 土地1㎡あたりの単価 ・毎年公表 (3 月) ・市場価格に近い	・土地売買の目安 ・経年変化の観測	美術年鑑等の 評価額	・年鑑等の発行者が 独自基準で算定 ・作家ごとの作品の市場 価格の目安がわかる	・売買の目安 ・経年変化の観測
基準地価 (都道府県)	・「基準地」に設定された 土地1㎡あたりの単価 ・毎年公表 (9 月) ・市場価格に近い	・土地売買の目安 ・経年変化の観測	市場価格	・オークション価格、ギャラ リー販売価格、美術館 への売却価格など ・様々な要因で変動する	・売買の目安
市場価格 (実勢価格)	・実際に不動産を売買 する際に使われる価格	・不動産売買の目安			

※財産債務調書に記入する書画骨とう及び美術工芸品の価額については、時価又は見積価格を使用する。見積価格については、①当該年中の直近の売買実例係鵜、②翌年に財産債務調書提出前に譲渡した場合は譲渡価格、③これらが無い場合は取得価額、とすることとされている。

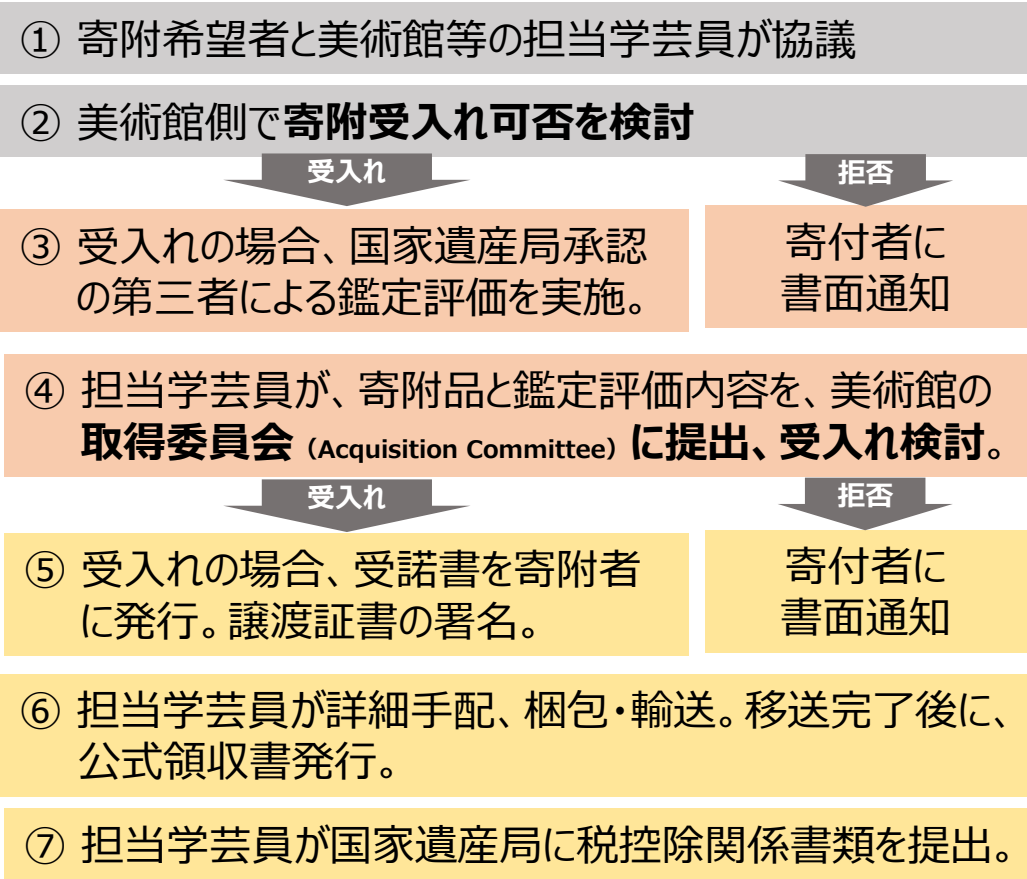
3 – 1 0 . 諸外国の公的鑑定評価制度における鑑定評価主体について

- 諸外国の鑑定評価制度について、特に鑑定評価を行う主体という観点から分類すると、①政府が直接価格評価を行う枠組みを持っているケース（イギリス）、②具体的に鑑定評価を実施する機関を指定しているケース（米国、フランス、オランダ、韓国）、③民間機関が行う鑑定評価制度を政府として認定しているケース（シンガポール型）に分けられる。
- 我が国においては、既に多くの鑑定評価事業者が存在していることから、①②は民業圧迫となる可能性が高く、**鑑定評価の公平性・透明性の高い機関を認定する観点から、③のような制度設計が適している**と考えられるのではないかと。

諸外国の公的鑑定評価制度の特徴・分類

	公的鑑定評価機関の有無	鑑定主体	算定方法	人材育成
日本	×	× ※民間主体が自由に実施	—	—
シンガポール	○	政府が認定した民間団体	鑑定主体に委任	—
アメリカ	○	特定の鑑定士協会	協会GL	評価者の育成・研修
フランス	○	特定の鑑定士協会	協会GL	評価者の育成・研修
オランダ	○	特定の鑑定士協会	協会GL	評価者の育成・研修
韓国	○	特定の鑑定士協会	協会GL	—
イギリス	○	行政機関の審査委員会	委員会による協議	—

シンガポールにおける鑑定評価制度の概要



(出所) 平成29年調査報告書

3－11．公的鑑定評価制度における鑑定主体の要件について

- シンガポールの鑑定評価制度では、認定主体の公益性・公平性に関する規定は設けられておらず、主として民間の営利団体が行っている。また、不動産の鑑定評価制度でも、評価機関の登録に際しては、「不動産鑑定士の設置」を確認するのみであり、主として民間の営利団体が登録されている。
- 今般、美術品の制度設計にあたっては、価格の鑑定評価に関する信頼性向上が目的。したがって、当面は認定機関に一定の公益性・公平性を外形的に／質的に担保することが必要と考えられるのではないかな。

シンガポール政府が認定する鑑定士（一部）

図表 8-e 国家遺産局推奨鑑定士リスト 293

	鑑定士	専門分野
1	Christie's International Singapore	General
2	Sotheby's Singapore	General
3	Hugh Bett/ Maggs Bros Rare Books	Rare antiquarian books, papers, maps, archival materials
4	Antiques of the Orient	Singapore & Southeast Asian rare antiquarian books, prints/ engravings, photographs and postcards from Straits Settlements period to post-independent period
5	Kensoon Asiatic Art	Chinese/ Southeast Asian ceramics & artefacts
6	SooBin Art International	Chinese/ Southeast Asian contemporary visual arts
7	Tzen Gallery (Mr Tan Teo Kwang)	19th Century Chinese visual art/ contemporary Southeast Asian visual arts
8	Silver Rue Art Consulting LLP (Ms Lindy Poh)	Singapore/ Southeast Asian visual art
9	Sapere Art Management & Consultancy (Ms Joanna Lee)	Singapore/ Southeast Asian visual art
10	Mr Ng Ah Choon	Peranakan art and artefacts (including porcelain, beadwork, furniture, silver, kitchen items and textiles)
11	Ms Cecilia Ong	Peranakan art and Southeast Asian visual arts
12	Spink (Asia) Pte Ltd Singapore	Philately (stamps and postcards). Covers, philatelic materials
13	James Song Philatelics	Postcards

不動産鑑定評価機関の登録について

- 不動産鑑定評価の場合、不動産鑑定業者は
 - ①不動産鑑定士の設置（第35条）
 - ②不動産鑑定士による鑑定評価実施（第36条）
 - ③秘密保持義務（第38条）
 - ④鑑定評価書の交付（第39条）などの業務規定があるのみであり、登録時に確認する要件は①のみとなっている。
- なお、不動産鑑定業とみなされる基準は以下。

Q4 不動産鑑定業とは何ですか。

A 不動産の鑑定評価業務を、①他人の求めに応じて（常に依頼に応じ得る態勢）、②報酬を得て（鑑定評価技術の対価が含まれていれば、名目を問わずすべて報酬）、③業として（反復継続的で社会通念上事業の遂行と認められる状態）行うかどうかによります。

なお、内部利用に限った担保評価のための鑑定評価の業務を行う場合は、不動産鑑定業者の登録を要しません。

3－12．公的鑑定評価制度の鑑定主体の鑑定方法について

- 一般的に、美術品の価格鑑定評価の方法論は、**領域に応じて様々な手法論が存在する**と考えられる。現に、シンガポールの制度では、認定機関それぞれについて、「**鑑定可能な領域**」が**明記**されている。
- 様々な種類の美術品について、鑑定評価方法を画一的に決めることは困難。認定する主体の専門性に応じて、**鑑定評価主体が扱うことができる領域を特定する枠組みとするべき**ではないか。

美術品の鑑定評価の流れの一例 (日本税理士協同組合連合会の事業)

- **日本税理士協同組合連合会**が美術品の相続評価に関するサービスを提供している。
 - － 評価対象物件：
絵画（洋画・日本画）、版画、掛軸、書画、屏風、
茶道具、日本陶磁器、西洋陶磁器、東洋陶磁器、ガラス
製品、彫刻、工芸品、宝飾品、宝飾時計、オールドヴァイ
オリン、アンティーク楽器、アンティーク家具、高級家具、
ヴィンテージワイン、絨毯、着物、骨董品、現代美術ほか
 - － 評価方法　：　**現場確認**　もしくは　**書面確認**
 - － 評価業務の流れ（所要は**約10日間**）
電話打合せ → 物件確認 → 評価作業 → 評価書発行
 - － 対応エリア　：　**日本全国**
 - － 評価費用　：　書面確認は34,500円（税別）～、
現物確認(立会)は見積もり。

3－13．公的鑑定評価制度における鑑定評価の方法論について

- 美術品は動産。「公売財産評価事務提要」において、評価方法の一般的な原則が示されている。
- 「取引事例比較法」などの手法が取れるよう、鑑定評価主体は、**同種同等の財産の過去の取引価格やマーケットデータを把握できる**ことが必要。また、過去の取引価格等を参照できない場合、精通者価格等の方法によるとしても、例えば**複数者を鑑定評価プロセスに関与させるなど、透明性を高める工夫が必要**。

動産評価の一般則について

一般動産の評価は、

- ① 原則として当該動産の適正な市場価格（いわゆる相場）がある場合には、それを**対象取引事例価格**とし、
- ② 適正な市場価格がない場合には、見積価額の決定時点又はその最近時の同場所における同種同等の財産の取引事例を収集して**取引事例比較法**により評価する。
- ③ ただし、これにより評価を行うことが困難な場合には、**原価法**により評価することとし、この場合の減価償却は、原則として定率法による。
なお、見積価額が比較的低額と認められる財産については、**精通者意見を参考にする**など、合理的かつ簡易な方法で評価して差し支えない。

（出所）国税庁「公売財産評価事務提要」より

美術品の価格に関する資料

①オークション価格（落札価格）

- －オークションハウスが公開している落札結果（Sotheby's、Christie's、SBIアートオークションなど）
- －専門誌（月刊美術、日経アート）
- －記録集（「東京美術倶楽部百年史」、「東京美術市場史」、海外サイト等）
- －オークションカタログ（落札予想価格）
- ※「売立目録」（戦前期の売立会の記録で、東京文化財研究所などが所蔵。入札・落札価格の記載なし。）

②評価額（年鑑の基準に基づいて算出、取引価格とは異なる）

- －美術年鑑
- －美術名典
- －美術市場（現代作家の日本画・洋画のみ）
- －美術家名鑑
- －書画家番付（明治～昭和戦前期）

（出所）国立国会図書館 リサーチ・ナビ「美術品の価格を調べる」より

3-14. 鑑定評価を行う人材育成について

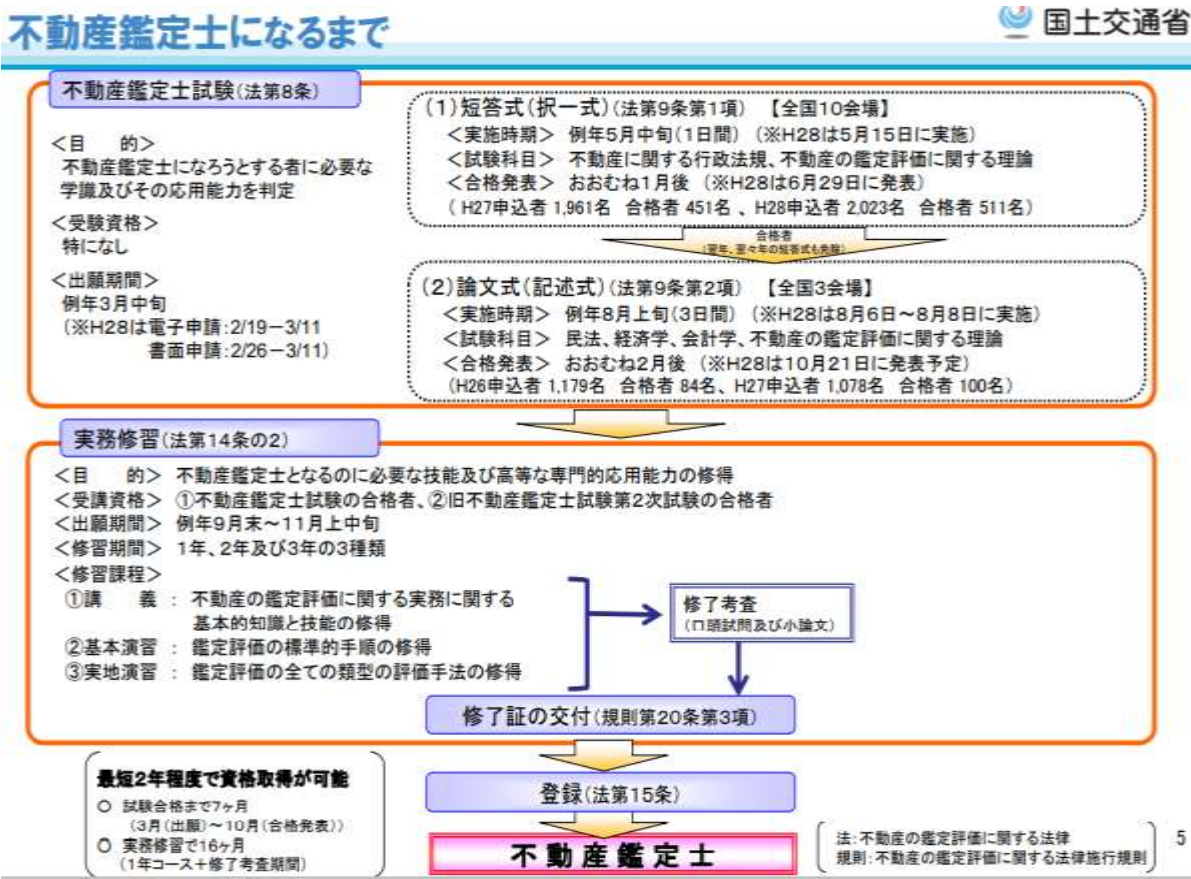
- 諸外国の制度及び不動産鑑定士制度では、「鑑定士」が設置され、鑑定士になるために必要な試験が存在し、研修プログラム等も公的に提供されている。こうした取組が、信頼性の高い鑑定評価制度を支えている。
- 我が国では、既に鑑定実務が現に行われ、領域範囲も多様である中で、**当面は各機関による自主的な人材育成の取組を奨励しつつ、将来的な課題として「鑑定人制度」の整備に関する検討を進めるべきではないか。**

諸外国や不動産鑑定制度における人材育成制度

	人材育成の取組
アメリカ	・米国美術鑑定士協会が、「鑑定士」としての資格を得るために必要な包括的な鑑定研究プログラム（CASP）を提供。プログラムの構成として、例えば、鑑定士としての情報収集方法、美術品の評価、鑑定書の作成、鑑定の実践などの講義が含まれる。 ・認定鑑定士同士の交流を深めるためカンファレンスの開催なども開催。
フランス	・競売吏は国家資格。事前研修資格（美術史・法学の学士号取得、もしくは競売会社の実務経験）を取得する必要がある。 ・事前研修資格取得のための試験の合格者は、大卒の場合、競売会社における2年間の研修及び350時間の理論カリキュラム受講のうえで研修修了証明書が交付される（就業中の場合、職能証明書交付）。 ・この後、司法試験を合格した者には、司法競売吏資格が与えられる。 ・鑑定士に資格はないが、美術学校等の卒業生が多く、それぞれ専門分野を持つ。競売吏事務所、骨董商、美術商、税関、裁判所等で就業
オランダ	・認定動産鑑定人・仲介人・競売人連盟は、主要オークションハウスのマネージャーが主要メンバーであり、登録者は5年ごとに会員資格を更新。 ・認定動産鑑定人・仲介人・競売人連盟は、認証制度の開発と「専門能力証明書」の発行を行っている。

（出所）平成29年調査報告書

不動産鑑定人制度



（出所）第1回不動産鑑定評価制度懇談会「参考資料 不動産鑑定評価の概要」より（平成28年8月29日）

公的な鑑定評価制度に関する基本的な考え方

1. 目的

- 公的な鑑定評価制度の整備を通じて、「**アート市場の活性化**」を実現することが目的。
 - －アートの価格が客観的に分かりにくいため、**新たな購入者が増えないという課題**への対応
 - －信頼性の高い時価評価手法の確立を通じた、**アート作品の「ナショナルアセット」の可視化**

※国が個々の美術品の真贋判定をしたり、文化的価値を判断する枠組みを作るものではない。

2. 本制度の対象

- 公的な鑑定評価制度は、**美術品等の「価格評価」の信頼性を高めるためのインフラ**として整備する。
- 「市場価格」については、**価格の透明性を高めるため、まずは過去の記録などの「見える化」**に取り組む。
- 「評価価格」については、**美術品関係者が共通して使用することができる信頼性の高い仕組み・基準等の検討**を進める。
特に透明性が低いと指摘されている「**精通者意見価格**」については**透明性を高める取組**を進める。
- 中長期的には、**税務における価格評価との整合性を確保**することを目指す。

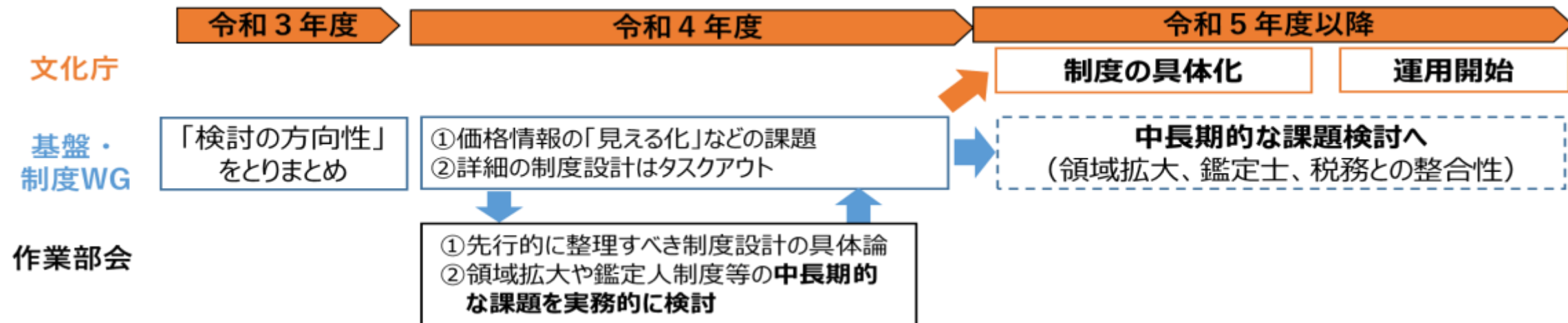
3. 制度設計の基本的な考え方

- 諸外国の中でもシンガポールの制度に倣い、**鑑定評価業務を行う民間事業者を認定する等の方法**を念頭に検討を進める。
- 上記のような方法を前提とした場合、認定等を受ける民間事業者に対して想定される要件は以下のようなものが考えられる。
 - －取り扱うことができる**美術品の種類を明確化**すること。
 - －鑑定評価方法について、**鑑定評価を行う体制（プロセスや鑑定評価者等の情報）を対外的に透明化**すること。
 - －過去の売買取引情報等の**価格に関する情報にアクセスできる環境が整えられている**（整えられる予定である）こと。
 - －専門領域に関する鑑定評価方法を、**次世代の人材育成に積極的に取り組む**。
- 検討に当たり、鑑定評価実務を行っている画商や、想定される制度利用者（税理士等）から実態を聴取しながら進めること。

基盤・制度ワーキンググループとしての政策提言②

2. 公的な鑑定評価制度の検討について

- 公的な鑑定評価制度は、「アート市場の活性化」という目的のために整備するものである。
- 美術品の「市場価格」に関する情報の透明化を図るため、過去の取引価格等に係る情報を収集し、「見える化」する取組を行うこと。
- 美術品の「評価価格」に係る公的な鑑定評価制度については、本報告書及び「公的な鑑定評価制度に関する基本的な考え方」に基づき、具体的な制度検討を始めること。
- 様々な領域が存在する中で、まずは「近現代美術領域」での検討を進めるべく、現に行われている鑑定評価の実務を踏まえつつ、当面は法整備を伴わない民間機関の認定制度などを念頭に、令和4年度に本ワーキンググループの下に作業部会を設置して、制度設計に着手すること。
- 中長期的には、対象領域の拡大や鑑定人制度、税務との整合性確保などの観点からも検討を進めること。



1. 本ワーキンググループについて

2. 文化芸術領域への寄附の促進

- (1) 我が国における文化芸術領域への寄附の現状について
- (2) クラウドファンディング等の手法について
- (3) 企業版ふるさと納税の活用について
- (4) 美術品等の現物寄附について

3. 公的な鑑定評価制度の検討について

- (1) 美術品の公的な鑑定評価制度の目的・必要性
- (2) 本制度が対象とする価格
- (3) 本制度設計の基本的な考え方
- (4) その他
- (5) 「公的な鑑定評価制度に関する基本的な考え方」

4. 新たなメディア・テクノロジーを巡る潮流への対応

- (1) 文化芸術コンテンツを巡る環境変化
- (2) 映像制作領域の動向
- (3) 新たなメディア・テクノロジーとしてのNFTについて
- (4) 新たな表現の場としての仮想空間（メタバースを含む）について

4-1. 第3回WGで議論すべき論点について

- 「世界におけるメディア・テクノロジーの変化」をテーマに、①映像制作に係る世界の動向、②新たなテクノロジー（NFT、メタバース等）の潮流について、制度・税制との観点から整理する。
- デジタル化はコンテンツの創作・流通・利用の在り方を変化させ、①メディア・コンテンツ産業構造の変化、②個人の多様な創作活動の展開（クリエイターエコノミー）、③仮想空間上のコンテンツ消費等の新たな動きが生まれた。

現状認識の整理

デジタル化がもたらすコンテンツの創作・流通・利用の在り方の変化（将来予測）

メディア・コンテンツ産業における産業構造の变革

- コンテンツの市場はボーダレス化・グローバル化。
- 流通経路は複線化・多様化し、配給・配信と制作の系列関係（垂直統合）は解消。人材も流動化。
- 個々の制作者事業者が、ユーザーのニーズを直に捉えた作品づくりを行い、自らの経営判断により、多様な流通経路へ作品を供給。
- 多様な制作事業者・クリエイターが、自社メディア、投稿サイト等の多様なチャンネルを通じ、自らの作品を直接配信して、収益化。
※企業等も、自社サイト等（オウンドメディア）を通じ、個々の消費者へ向け、広告作品（ブランドドコンテンツ）を直接配信。
- アマチュア・一般人の作品もコンテンツビジネスにおいて大きな市場価値。

新たな才能の発掘

n次創作の市場化

メタバース経済圏の拡大

新たなビジネスモデルの探求

個人による多様な創作活動

- 制作・編集ソリューションの普及により、一般人のコンテンツ制作が拡大。
→ プロとアマチュアの境界は曖昧化
- 人々は、SNS等におけるコミュニケーションツールとしてコンテンツを活用。
他者作品を素材に、自らの表現を加えたコンテンツを創作・発信。
→ n次創作の拡大。コンテンツは「コミュニケーション中間財」に

アバターによる参加
→
←
新たな創造空間の提供

仮想空間上のコンテンツ消費等の新たな動き

- VR/ARからメタバースへの新たな動き。
- 人々は、メタバース空間上で、アバターを通じて、商取引を行ったり、「もう1つの現実」として新たな生活を送ったりするように。
→ コンテンツは「生活空間構成材」へ（従来予期しなかった課題も惹起？）
→ メタバース空間上での交流が、新たなコンテンツ消費・創造を促進

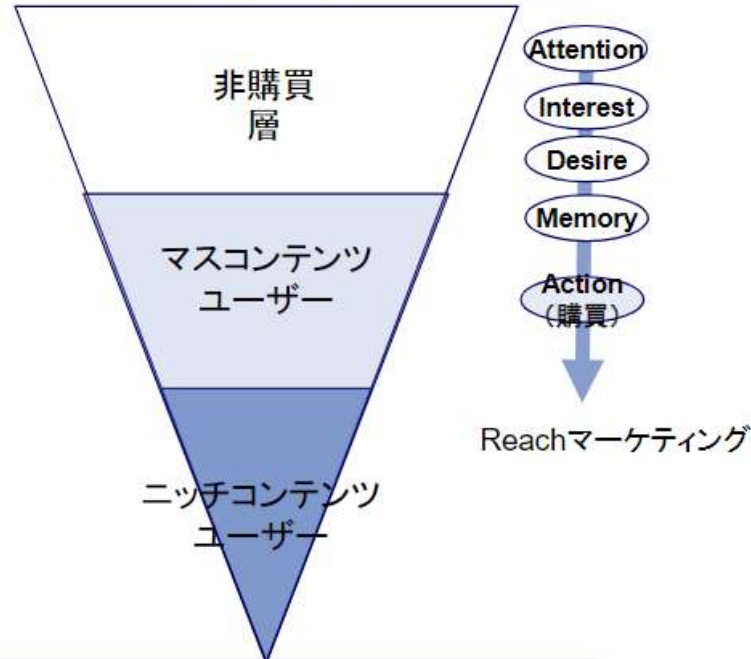
**コンテンツビジネスは、海外展開を前提としたビジネスモデルに
多様なクリエイター・制作者による創作・発信が拡大、「利用」と「創作」の好循環による価値増殖が加速
（コンテンツ市場の成長とクリエイターへの利益還元拡大のチャンス）**

4-2. (参考) コンテンツの消費のあり方の変化について

リーチ & エンゲージが生む新しい消費トレンド

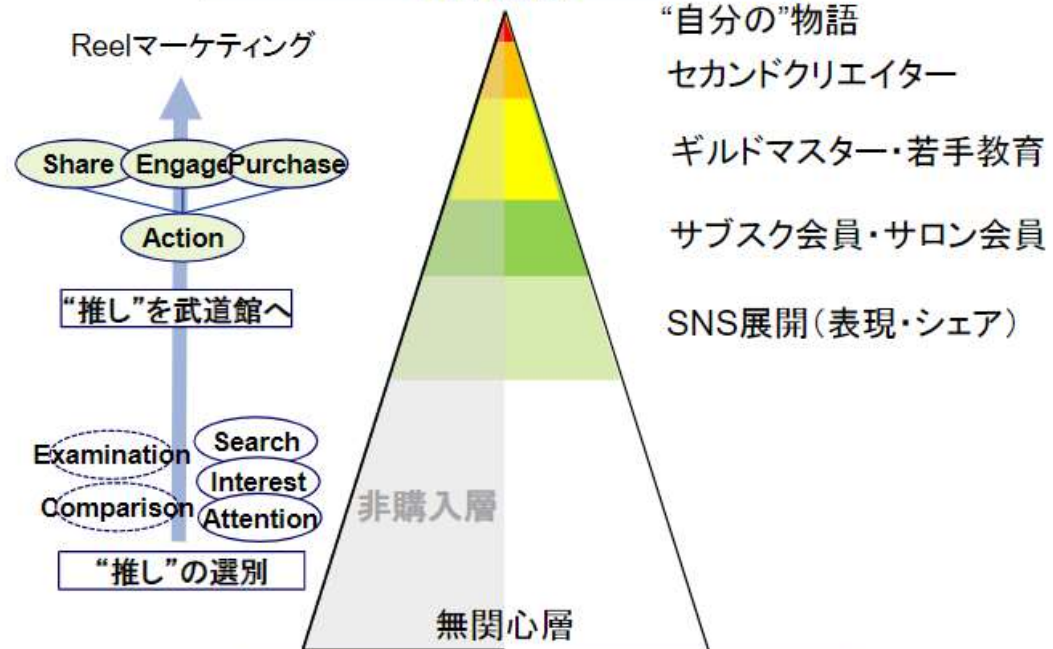
マーケットインのハリウッド型ファンビジネスと、プロダクトアウトのオタク経済型ファンビジネス

ハリウッド経済圏型ファンビジネス “商品購買”



- 買ってくれるかどうか(Action)が大事
- リーチ(Reach)で情報を届けることが先行
- 購買頻度・購買金額など把握できない
- 熱烈ファン(ニッチ)は“潜る”ので不可視

オタク経済圏型ファンビジネス “作品関与”



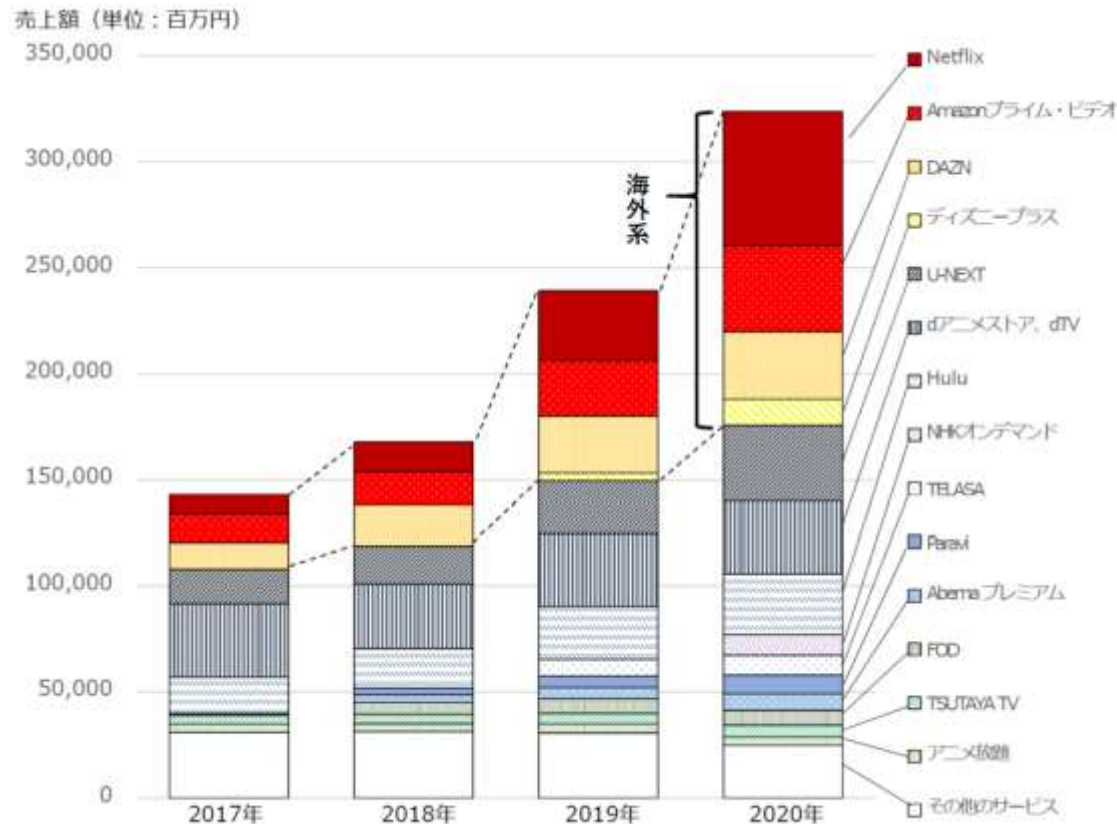
- Actionがシェア・参加・購買と多様化
- リール(Reel)で行動を引き出す
- データでユーザー行動ある程度可視化
- 熱烈ファン(ニッチ)が目立つ構造

商品購買モデルから、作品関与モデルへ
オタク経済圏が導く、これからのtoCビジネスの肝

4-3. 世界の映像制作の現場における環境変化

- 世界の映像制作の現場においては、**配信放映作品の存在感が高まっている**。例えば、アカデミー賞では複数の配信映画がオスカーを受賞し、また韓国発のドラマ「イカゲーム」は世界中にブームを巻き起こした。
- グローバルな配信プラットフォームは、豊富な視聴者データを活用しながら、視聴者ニーズに合わせた**コンテンツ制作に注力し、巨額の投資**を行っている。日本市場は、今や「**制作の現場**」としての**優位性をもてるかどうか**が勝負。

定額制動画配信サービスの市場推移（国内）



※GEM Partners「動画配信（VOD）市場5年間予測レポート」に基づき作成

（出所）知的財産戦略本部「知的財産推進計画2021」（令和3年7月）

グローバル配信プラットフォームに関する動き

- 2020年4月に授賞式が行われた第93回アカデミー賞では、Netflixオリジナルの7作品がオスカーを受賞した。
- 韓国のドラマ「Squid Game(イカゲーム)」は、全世界で1億4,200万世帯が視聴、米国を含むNetflixの視聴ランキングで1位を獲得した。ブルームバーグ社が入手したNetflixの資料によれば、同作品のインパクトバリューは、予算24億円対して、約42倍の約1,017億円を生み出したとされている。
- 動画配信サービスDisney+を抱えるウォルト・ディズニー社は、2022年にコンテンツ制作費として330億ドルを投入するとみられている。
- Netflix社は、東京都内に世界初のアニメ制作拠点「アニメ・クリエイターズ・ベース」を設置、自社の動画配信サービス向けに日本の人材を取り込む狙い。

（出所）各種報道情報より作成

4－4．各国の映像制作支援に関する取組

- 我が国の映像制作については、関係省庁で連携し、人材育成や取引環境整備など様々な取組を行ってきている。
- 他方、「制作の現場」として真に世界で高い競争力を持つために、**諸外国で行われている映像制作に対する強いインセンティブ措置**を念頭に置きながら、我が国における取組について、別途検討を進めていくべきではないか。

諸外国における映像制作の支援に向けた取組（税制優遇）

アメリカ

- 譲渡可能な税額控除(Transferable Tax Credit)や還付可能な税額控除(Refundable Tax Credit)を導入している州が存在する（所得税）。
- 特徴としては、以下の2点。
 - 1．譲渡可能：税額控除に関する権利を譲渡・売買
－納税義務地と制作地が異なる場合、税額控除メリットが受けられないことへの代替的なインセンティブ措置
 - 2．還付可能：納税額を控除額が上回ると、還付可能
－例えば新プロジェクトのために新会社を設立する場合、税制メリットを受けられないのを回避。後払い補助金。
- 対象となる制作費は州によって様々だが、基本的には州内で支出された制作経費が対象となる。
- 行政当局側もきめ細かにプロセス管理を行う。

フランス

- 財政的に独立した権限を持った「フランス国立映画・映像センター」を中心に各種助成事業を展開。
- 海外映画の誘致のため、2012年よりタックスインセンティブを導入。いくつかの条件を満たす場合は、制作費の30%～の税金還付による支援が得られる。

イタリア

- 制作から配給、投資に至る様々なフェーズで税優遇措置。
- 制作：制作に係る支出の30%の各種税優遇。
- 配給：配給に係る税控除（上限有り）。
- 投資：投資額の30%に対して控除
- 海外映画誘致のため、政府による投資に係る各種税優遇（上限有り）。

4 – 5. NFT (Non-Fungible Token) について

- 2021年、**文化芸術領域において大きな影響を及ぼす可能性がある新たな技術の潮流**がみられた。
- NFT (Non-Fungible Token) は、web3といわれる分散型のインターネットに係る領域において重要な技術であり、2021年2月のアートの高額取引を契機に注目が集まった後、**様々な領域で応用事例**が創出されている。

NFT (Non-Fungible Token) について

- ブロックチェーンで発行された**代替性のないトークン (≠コンテンツ)**。
- デジタルコンテンツ等に関する情報を、改ざん可能性が低い形で、記録し、蓄積することができる可能性がある仕組み。デジタルコンテンツの「**希少性**」を表現することが可能な点において意義がある。
- 2021年2月、NFTを活用したアート作品の高額落札が話題になり、注目を集めた。その後、アート・ゲーム・音楽・ハイブランドなど**様々な領域での応用事例**が創出された。
- NFTは、**web3 (web3.0)** といわれる分散型インターネットに係る領域において注目される技術となっており、**海外の投資家等が巨額の投資を行っている現実**がある。

(事例)

- ①Beeple:「everydays: the first 5000 days」 クリスティーズが初めて実施したオークションで、約75億ドルで落札 (2021/3)
- ②**手塚プロ公認のNFTプロジェクト**にて、鉄腕アトムのもザイクアートNFTを販売し、即完売となった (21/12)
- ③世界的バンド「**リンキンパーク**」の**マイク・シノダ氏**が音楽作品のNFTをオークションに出品(21/2)
- ④LVMHは、プラダ・カルティエと連携してブロックチェーンコンソーシアム「Aura」を設立。グッチ、バーバリー等もNFTコレクションを発表。

4－6．NFTに係る留意点と活用事例について

- NFTによって紐づけられたデジタルコンテンツの活用にあたっては、**様々な留意点**が存在する。
- 既に国内外で政府や美術館等での前向きな取組が始まっており、**文化芸術領域での活用事例は増えてきている**。
ブロックチェーン・NFTの技術的な性質等を踏まえると、**文化芸術振興への活用の余地は大きい**。

NFTに関する留意点

1．デジタルコンテンツの“所有権”を実現するものではない。

- －無体物には民法上の所有に係る権利は適用されない。

2．いわゆる“コンテンツ保護技術”ではない。

- －コンテンツが保存されるサーバーが外部サーバーのケースが多く、当該サーバーからデータが失われることも想定されうる。

3．制作者の“著作権”を保護するものではない。

- －特段の規約がない限り、著作権を保護しない。
※最大の取引市場のopenseaの発表によれば、80%以上の出品NFTが、盗用や偽物、スパムであるとされている。（2022/1/28の同社公式Twitterより）

4．偽物を見抜き、“本物”を証明するものではない。

- －登録者が制作者とは限らず、第三者が登録することも可能。

5．いわゆる“メタバーズ”の必要条件ではない。

- －NFTを使用しない（できない）仮想空間も多く存在。
※将来的には、仮想オブジェクトへの活用可能性の余地はあり得る。

NFTを活用する政府・美術館等の取組

- **韓国政府**は、2022年度予算でメタバーズ関連費として約16億円を計上。同国の世界的音楽グループではメタバーズを通じたファンコミュニティ形成やNFTの活用を積極的に進めている。
- **大英博物館**では、葛飾北斎作品のデジタル画像のNFT200点以上を販売(21/9)、ターナー作品による第二弾も開始。
- **マイアミ現代美術館**では、デジタルアートNFT「Crypto Punk 5293」の寄贈を受け入れた。

図 1 2：文化芸術振興におけるNFTの意義

- ①NFTを用いた表現活動に形成される**新たな価値体系**
- ②グローバル展開における**ファンコミュニティ形成**のための手段
- ③クリエイターやアーティストが、自身の作品販売や二次流通を通じて、**直接収益還元を得られるスキームの実現**
- ④デジタルコンテンツも含む芸術作品の**来歴情報等の蓄積**

4-7. NFTと税制について

- NFTの取引に係る税務について、**国税庁から公式見解はなく、実態に合わせて判断される。**
- 資産性が認められるデジタルコンテンツの取扱いや、NFTの関連事業者の事業環境整備に関する論点が存在。

NFTに係る税務処理について

- **国税庁から公式見解は未だ存在しない(22/3時点)。**
したがって、以下のケースは例示であり、実際には個別判断。
- NFTに係る取引が、「**資産の譲渡**」と判定されるか、「**役務の提供**」と判定されるかにより、所得の種類は異なる。
- NFTを発行し、譲渡した場合について、
 - (1) 個人Aから個人Bに譲渡した場合、
 - A：雑所得もしくは譲渡所得（事業性があれば事業所得）
 - B：無し（寄附／低額譲渡の場合は贈与税の対象）
 - (2) 個人Aから法人Bに譲渡した場合、
 - A：雑所得もしくは譲渡所得（事業性があれば事業所得）
 - B：無し（寄附／低額譲渡の場合は受贈益）
 - (3) 法人Aから個人Bに譲渡した場合、
 - A：益金処理
 - B：無し（寄附／低額譲渡の場合は贈与税の対象）
 - (4) 法人Aから法人Bに譲渡した場合、
 - A：益金処理
 - B：無し（寄附／低額譲渡の場合は受贈益）

NFTに関わる税制上の課題とされる論点

(資産性のあるNFTの論点)

- 時価30万円以内の実物絵画については、「生活用動産」として、譲渡所得が非課税となる。他方で、動産ではない、デジタルコンテンツは、当該規定が適用されない。
- 相続税の物納が可能な財産は、不動産・船舶・証券・上場株式・非上場株式・動産に限定されており、デジタルコンテンツは対象とはならない。
 - ⇒ 動産に認められていた税制措置は、動産ではないデジタルコンテンツの場合、認められない。

(NFTに関する事業者の課題)

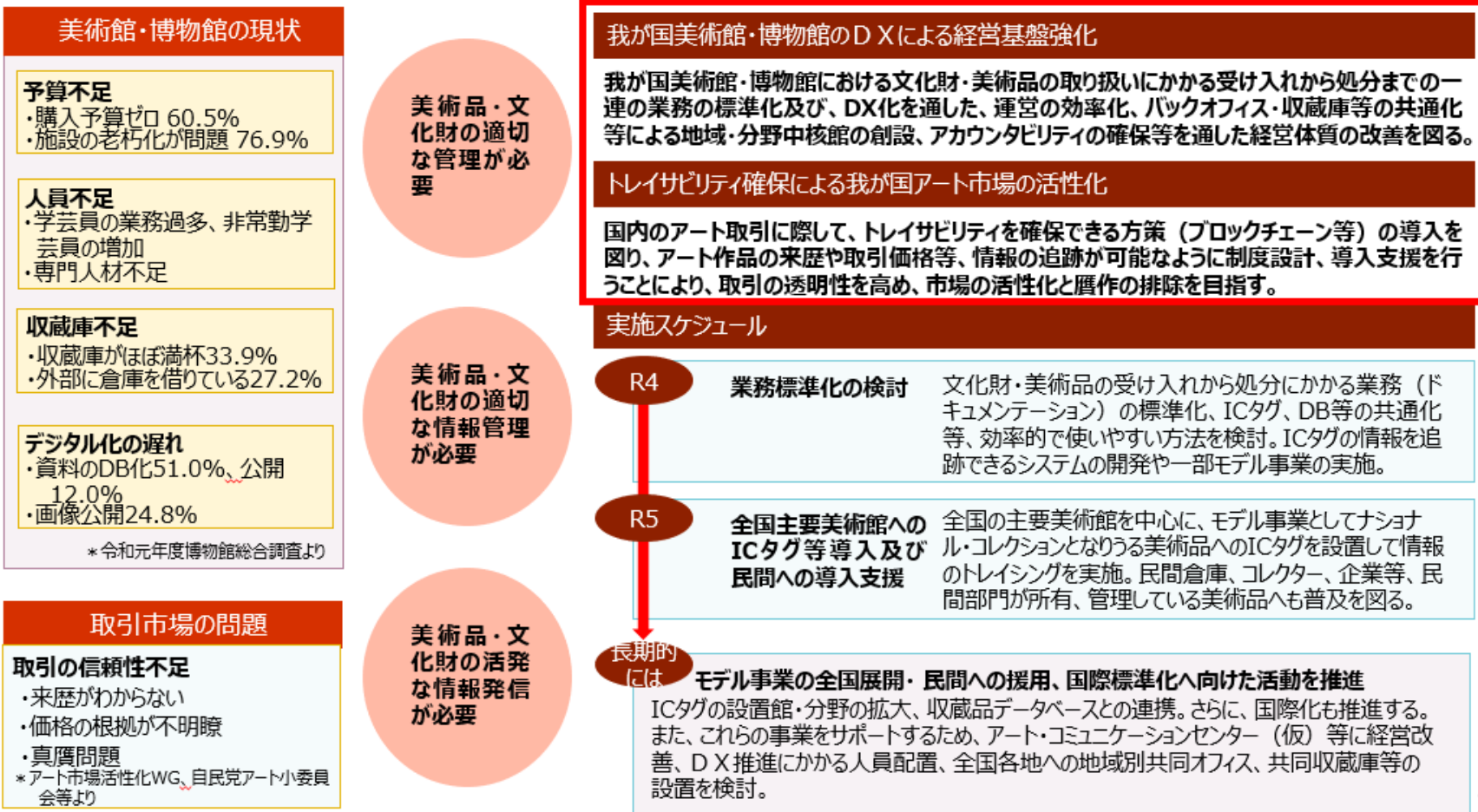
- 法人税法上、活発な市場が存在する暗号資産については、事業年度終了時に時価評価をする必要があり、もし差益が生じる場合は、益金に加えなければならない。
 - ⇒ 議決権の要素を持つガバナンストークンも課税対象となり、国内における事業活動に支障が出ており、海外に流出せざるを得なくなっているとの声もある。

4－8．美術品DXによる管理適正化・市場活性化推進事業（令和4年度新事業）

■ 文化庁では、令和4年度より、ブロックチェーン技術を活用した美術品DXに関する新たな事業を実施する予定。

美術品DXによる管理適正化・市場活性化推進事業 令和4年度政府予算計上額 44百万円 （新 規）

趣旨 我が国が誇る有力な美術品を「ナショナル・コレクション」として国内外に発信すべく、美術館・博物館における管理の徹底及び民間に所在する美術品の捕捉をDXを通して実現する。まず、美術品・文化財の管理を標準化し、全国主要な美術館と民間（個人コレクター、企業等）が保有する美術品のうち、真に重要なものをICタグ等で分散管理。その情報を一元的に取得するシステムを開発することで、美術品情報の提供、管理の適正化を図る。あわせて、美術品のトレイサビリティの確保による取引の透明性の向上を図り、より活発な取引市場を作り出すことも目指す。
※令和4～9年度予定（5か年）



4－9．（参考）文化審議会 著作権分科会における審議経過等について

令和3年度基本政策小委員会の審議の経過等について（抜粋）

②ブロックチェーンやNFTの活用による著作物の流通促進や対価還元の可能性について

12月に取りまとめられた「中間まとめ『DX時代に対応した簡素で一元的な権利処理方策と対価還元』及び『著作権制度・政策の普及啓発・教育について』」において、「新しい技術の動向も見据えつつ、運用面や制度面での検討を行っていくことが重要」との意見があったことを踏まえて、ブロックチェーンやNFT（Non-Fungible Token）の活用に関する課題や今後の可能性等について、有識者から報告を受け、意見交換を行った。

コンテンツに係るNFTそれ自体は、当該コンテンツの所有者や取引データ等の一部が記録されているものであるが、コンテンツそのものではない。また、そのNFTの保有者は当該コンテンツの所有権や著作権を有しているわけではない。このNFTはブロックチェーン上に取引データが記録されることによる対改ざん性、データの永続性、透明性がある一方、デジタルコンテンツ自体はブロックチェーンの中に記録されず、一般のウェブサーバーに保存されており、当該NFTと当該コンテンツが適切に結びついているのかといった信頼性の課題等があるとの指摘がされた。

また、民法上の所有権は有体物のみに生じ、デジタルデータに所有権を観念することはできないため、いわゆる、「デジタル所有権」との評価は不正確である。コンテンツに係るNFTの取引では、作品それ自体に対する支持やオーナーシップを示す様な性質のものとして捉えられているとの説明があった。なお、NFTを活用した二次流通時の一次発行者へのロイヤリティについては、現時点ではNFT自体の標準仕様によるものではなく、個別の取引サービスに依存していることに留意が必要である。

これらを踏まえNFTは、コンテンツの価値を流通させるツールであり、利用者に新たなサービスやデジタル資産を利活用する場を提供することで、対価を還元するというエコシステムを作ることが重要という指摘があった。

また、コンテンツ分野でのNFT利活用の方向性として、一点もののアートの取引の価値の向上や、NFT保有者を会員のように見なしてサービスを行う等の活用可能性が紹介されるとともに、今後実務の発展や共通のルール・仕様の形成が行われていくだろうとの説明があった。

これらについて委員からは、信頼性の担保はブロックチェーンやNFT特有の問題ではなく、コンテンツ流通全体の問題であり、ライセンスマーケットと一体で議論すべきという意見や、権利者側との協働・協力体制の構築や取引ルールの明確化が重要であるといった意見があった。

また、コンテンツに係るNFTの取引の中には、著作権侵害コンテンツが含まれていたり、NFTの取引により何が得られているのか不明確なまま投機的な投資が行われていたりする現状もある。著作権侵害コンテンツが含まれるNFTの取引では、当該コンテンツを市場サイトに掲載することは公衆送信権等の侵害になり得るものであり、海賊版と同様の対処が必要となる。これらについては、コンテンツに係るNFTの取引について、権利者や消費者に対する普及・啓発も考えられる。

文化審議会著作権分科会基本政策小委員会（第10回） 有識者資料の一部抜粋

その他の課題の例 二次流通ロイヤリティ収受の限界

問題意識

- ✓ NFTの特長として、「二次流通時にも発行者に一定のロイヤリティが入る」などと説明されることが多いが・・・
- ✓ 実際には、ロイヤリティ設定・実行機能は各サービス独自のもの
- ✓ ERC-721トークンなどの標準的トークンは他サービスでの取引や個人間取引も可能だが、その場合にロイヤリティを収受できない

実務的な 対応状況

- ✓ 上記の限界があることを明確に説明
- ✓ 取引サービス間の情報連携・フォーマット共通化（いまのところかなり限定的）

解決の方向性 （案）

- ✓ ロイヤリティ情報の設定に対応する仕様の策定
- ✓ 当該仕様のデファクトスタンダード化

（出所）左：令和4年3月18日（金）文化審議会著作権分科会（第63回）資料3－1
右：令和4年3月2日（水）文化審議会著作権分科会基本政策小委員会（第10回）
資料1（増田雅史弁護士御発表資料）

4 - 10. NFTを活用した表現活動の事例

（１）VRアーティスト せきぐちあいみ氏【アーティスト】

○VR空間に立体のアートを描く「VRアート」の制作活動等を行うアーティスト。作品をNFTとして販売。

（２）名和晃平氏「white deer」プロジェクト【寄附活用】

○TRiCERA社が、名和晃平氏の「white deer(oshika)」の原盤 3Dデータ等を含むパッケージを NFTとして販売。収益は、同作品が発表された「Reborn-Art Festival」の実行委員会への寄付と、作品維持のための管理資金に充てられる予定。

（３）デジタルアートフェス「デジトーマ2021」【文化財保護】

○登録有形文化財「藤間家住宅」（奈良県）にて、52名のクリエイターがデジタルアートを展示、NFTを販売。販売費用は、藤間家住宅の保全費用と、参加したクリエイターの活動支援に充てられる。

（４）集英社マンガアートヘリテージ【マンガ、リアルアート】

○集英社が保有する大量のマンガ原画の高精細画像を、高品質な実物アート作品（マンガアート）とする取組。全ての作品にブロックチェーン証明書（Startbahn Cert.）を付与し、作品情報や譲渡等の記録が永続的に残る仕組みを採用。

（５）日本財団子どものNFTアート寄附【寄附、アート】

○子どもたちとアート作品を制作し、キャラクターの柄として販売し、「子ども第三の居場所基金」に寄附。

（６）DAO(decentralized autonomous organization)を活用した取組

○映画監督 3 名によるエンタメDAO「SUPER SAPIENSS」。

トークン購入者は、映像コンテンツ制作等に係るプロセスを共有することができる。

○山古志村は錦鯉NFTアート「Nishikigoi NFT」1 万点販売。販売益は地域活性化プロジェクトに活用。購入者はデジタル住民票を持ち、地域活性化コミュニティとして機能。

○Love addicted girlsは、4,000枚のジェネレティブアート。購入者はメンバー特典を得られる。



White deer (oshika)



デジトーマ



藤間屋住宅



山古志村
Nishikigoi NFT
generative
patterns
"NISHIKIGOI"

4－11．いわゆる「メタバース」を含む仮想空間について

- 2021年には、「メタバース」という仮想空間に関する一つ概念も注目された。**仮想空間では既に様々な創作活動が行われており、一つの創作文化が形成されてきているが、直近になって、様々な領域での活用可能性が意識される中で、多様な新たなプレイヤーが参入してきている。**
- なお、先述のNFTと、いわゆるメタバースを含む仮想現実に関しては、いずれも2021年に注目が集まった技術であるが、**技術的には全く別物**である。本報告書では、いずれも「新たな技術の潮流」として整理しており、中長期的にシナジーが生まれる可能性は示唆されるものの、**現実的には区別して議論すべき点**に留意する必要がある。

仮想空間（いわゆるメタバースを含む）について

- Facebook社の社名変更から話題に(2021/10)。
- 多様な定義があるが、例えば「**多人数が参加する仮想空間で、参加者がその中で自由に行動できるインターネット上に構築される仮想の三次元空間**」であって、「ユーザーは**アバターと呼ばれる分身を操作して空間内を移動し、他の参加者と交流する**」ものと表現させることもある。直近では、仮想空間内において**価値交換が可能な場**として注目がされることも多い。
- 既にこうした空間は、国内外に存在しており、国内にも**表現・創作のストックが存在する**。昨今、NFT等との関連から、**新たなプレイヤー参加、活用事例の多様化**、等により投資家や産業界の注目も集めはじめた。

(サービスの例)

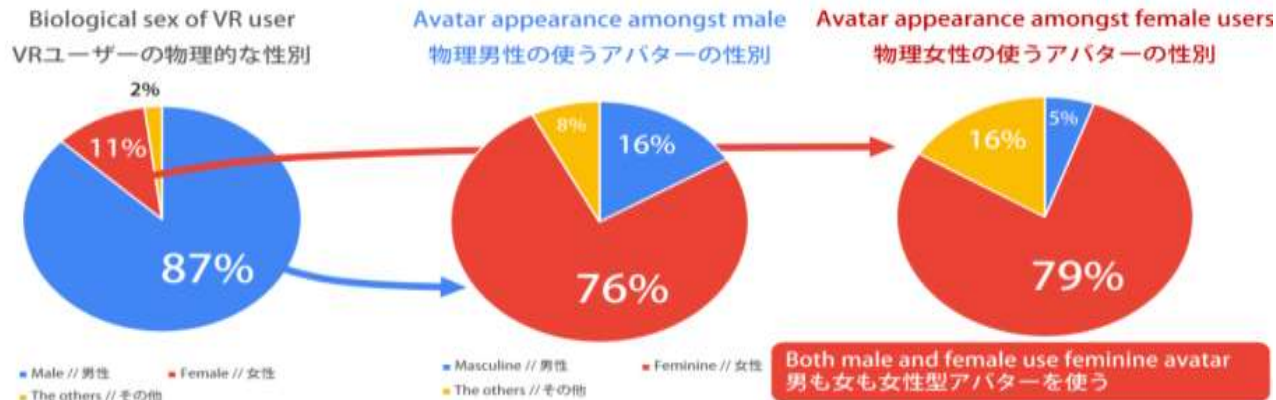
- ①オンラインゲーム型：Fortnite、あつまれどうぶつの森、Minecraft、FF14
 - ②モバイル型：cluster、Tokyo girls collection、バーチャル渋谷
 - ③ソーシャルVR型：VRchat、Neos VR（、cluster）、Roblox、バーチャルマーケット
 - ④経済圏構築型：decentraland、the sand box、Metatokyo
- ※必ずしもこの分類が必ずしも適切とは限らないが、便宜的に分類している

4-12. 仮想空間における表現活動の特色

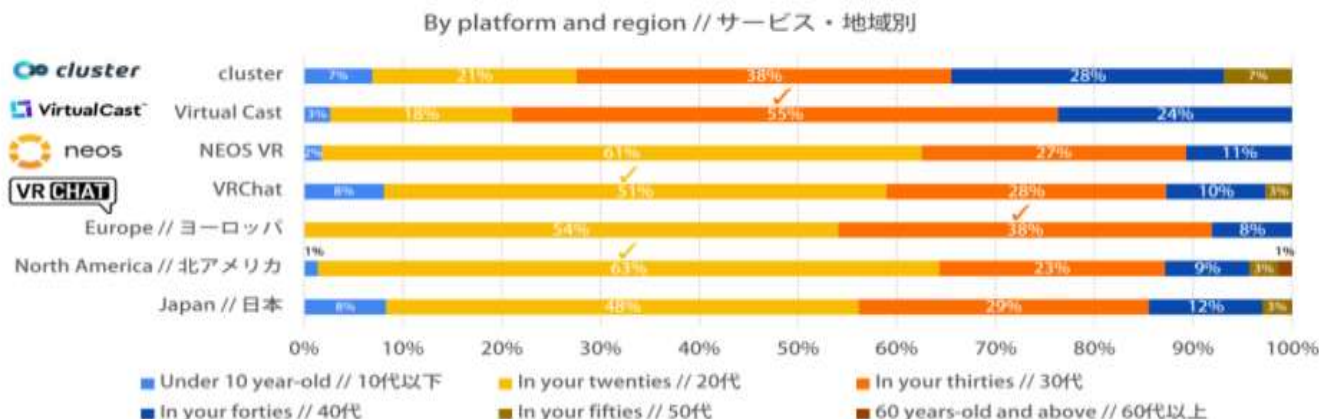
- いわゆるメタバースを含む仮想空間は、①物理制約を無視できる、②性別・容姿・社会的立場等から解放され、③国籍や言語の壁を越えやすく、④現実の創作活動とはルールの違う新たな創作活動の現場となっており、そうした場で活動するのは、比較的若い世代が多い。
- 仮想空間で重要な要素であるアバターオブジェクトについては、我が国発の標準規格「VRM」が存在する。

VR空間の参加者属性（性別・容姿、年齢）

14. Does your avatar (the one you use the most) look masculine or feminine?
最もよく使うアバターの外見上の性別を教えてください



4. Please state your age group // 年代を教えてください



VRMについて

- 仮想空間において不可欠な「人型のキャラクターや3Dアバター」において細かいモデルデータの差違を吸収・統一しアプリケーション側の取り扱いを簡単にするプラットフォーム非依存の3Dアバターファイルフォーマット。
- VRMでは、そもそも性別に係るパラメータが存在せず、また、アバター特有の権利を埋め込むことができるなど、仮想空間の創作活動に適した要件を備えている。
- 2019年にVRMの普及と統一規格の策定を目的とした「一般社団法人VRMコンソーシアム」が設立され、国内の主要な仮想空間サービスの提供者が参加。



（出所）左：「ソーシャルVR国勢調査2021 by Nem x Mila」（2021年10月）
右：一般社団法人「VRMコンソーシアム」ホームページ等

4－13．仮想空間における表現活動を行うVtuberについて

- 我が国発のVtuber（バーチャルYoutuber）は、世界でもファンが多く、**クリエイターエコノミーを牽引**する存在。仮想空間においても、タレントやエンターテイナーとしての活躍の余地があると考えられる。
- 他方で、所属事務所との契約に係るトラブルなども存在。また、バーチャル上のキャラクター・アバターと、いわゆる「前世」「中の人」「魂」とされる実演家との関係性に応じて、人格権をいかに解釈するかなどの課題も指摘される。

Vtuberについて

- バーチャルYouTuberとは、主にインターネットやメディアで活動する2DCGや3DCGで描画されたキャラクター（アバター）、もしくはそれらを用いて動画投稿・生放送を行う配信者と考えられる。
- 2016年12月に活動を開始した「**キズナアイ**」が先駆けであり、観光大使やCJアンバサダーなどに起用。2018年頃より急増、現在約16,000人いるといわれる。2021年のスーパーチャット（YouTube上の投げ銭機能）ランキングで、世界TOP10を日本発のVtuberが席巻。
- 「**ホロライブEnglish**」は、2020年9月に立ち上がったVtuber世界展開プロジェクト。最も有名なのは“**Gawr Gura（がうる・ぐら）**”で、登録者数は**387万人**（Vtuberとして世界最多、2022年3月時点）、毎週の動画の視聴者数は30～70万再生。
- 2021年11月19日（金）に開催された「**Anime NYC**」において、**ニューヨーク日本国総領事とコラボレーションを実現**した（運営会社であるカバー株式会社との共催展示）。

バーチャルYouTuber「キズナアイ」

2018年3月、JNTOニューヨーク事務局が「キズナアイ」を観光大使に起用。2020年には知財事務局のクールジャパンコンテストの審査員に起用。

2022年2月より無期限活動休止。



4 - 1 4 . 仮想空間における文化資源活用取組について：文化庁「バーチャル日本博」

○「リアル体験」と「バーチャル体験」の融合を目指した新しい文化芸術発信

日本各地での日本博の開催状況の発信とともに、バーチャルの世界でデジタルコンテンツを発信し、国内外の皆様に様々な「日本の美」を体験していただく、新しい文化芸術の鑑賞方法として、未来の創造へつながるレガシーとなるプラットフォームの実現を目指す。

令和4年2月には、「バーチャル日本博」を「メタバース」としてリニューアル。エリアの拡張に加え、アバター機能の搭載で没入感を伴う日本文化体験につながる。

○縄文時代から現代まで続く「日本の美」をバーチャル空間で体験

美術展、舞台芸術、自然、芸術祭など、日本博事業が表現する様々な「日本の美」を、美しい映像、VR、画像などを通じてバーチャルの世界で体験。オンライン上で、実際に行われる日本博事業とのつながりを持たせつつ、様々なコンテンツを日本語と英語で掲載し、国内外からアクセス可能な体験型のバーチャル空間を構築していく。



エリア全体（俯瞰イメージ）



水のミュージアム（回遊イメージ）

動画、VR、画像等のコンテンツ
をご覧ください

「バーチャル日本博」コンテンツ例

近代から現代のアート



名和晃平「White Deer (Meiji Jingu)」2020
ブロンズに塗装
Photo : Keizo KIOKU

日本の伝統芸能



令和3年2月特別企画公演
「月・雪・花 - 四季折々のこころ -」

日本のきもの



特別展「きもの KIMONO」（東京国立博物館）
記録映像

アイヌ文化



日本博特別企画「アイヌ文化フェスティバル」

共生社会



障がい者と共に演奏するライブパフォーマンス

4－15．仮想空間における表現活動の事例

（１）自治体における取組【都市活性化】

- 都市などをバーチャル空間に再現し、リアルと連動した体験価値を提供する取組。
- バーチャル大阪やバーチャル渋谷などの取組が有名。

（２）芸術大学学生の作品展示【芸術教育】

- 東京藝術大学の学生・卒業生の作品を、世界最大級のVRイベント「バーチャルマーケット」に出展。評価された作品は、三井不動産が保有するギャラリーにてリアル展示。

（３）東京国立博物館での企画【博物館】

- アニメ映画「時をかける少女」の細田監督とのコラボ企画、東博の一部をバーチャル空間に再現し、監督と監修を務めた松嶋研究員がアバターで登場し、トークセッションを開催。

（４）MetaTokyo【NFT活用】

- メタバース空間上でクリエイターや企業との事業展開を行うプロジェクトを推進。NFTアートプロジェクトや、会員NFTの販売、エンタメフェスティバルの開催など。
- 2022年３月に世界最大の「Metaverse Fashion Week」の公式プログラムとして、ポップアップミュージアム、NFT写真、ウェアラブル＝アバター向けファッション展開等を実施。

（５）ROBLOX【ゲーム】

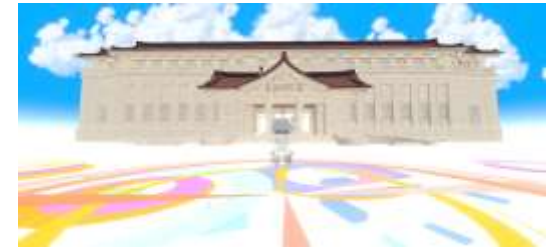
- ユーザーが独自にゲームを開発し、他のユーザーが遊ぶことができる「ゲーム版YouTube」。
- 13歳未満のユーザーが半数以上を占める。デイリーアクティブユーザー数は約5,000万人。

（６）地方自治体や行政で活用されるVtuber

- 民間企業などに限らず、地方自治体や行政機関のVtuberによる広報活動も盛ん。



九州あおい（九州経産局）



バーチャルトーハク



MetaTokyo

基盤・制度ワーキンググループとしての政策提言③

3. 新たなメディア・テクノロジーを巡る潮流への対応

- 映像制作に係る環境変化も踏まえ、日本が世界的な制作拠点としての地位を確立するための措置について、検討を開始すること。
- N F Tは、世界で急激に活用が進む新たなメディア・テクノロジーであり、文化芸術振興の観点からも有益に活用することが可能。
様々な留意点を踏まえつつ、我が国の豊富な文化芸術資源を活用した具体的な取組を進めること。
- 我が国文化芸術のグローバル展開やクリエイターが自らの作品を使って直接収益を得ることができる手段の一つとしても活用できる可能性があり、そうした観点から、N F Tの有効性や課題等を明らかにすること。
- 令和4年度政府予算案で計上した「美術品DXによる管理適正化・市場活性化推進事業」により、ブロックチェーン技術を活用した美術品に関する来歴情報等を蓄積する取組を進めていくこと。
- 仮想空間は、デジタル化が進む社会における新たな生活空間として確立する可能性があり、今後の文化芸術活動における主要な表現の場となることが見込まれる。既に「バーチャル日本博」等の取組を進めているが、我が国の豊富な文化芸術資源について、仮想空間ならではの付加価値やグローバル展開の可能性を意識しつつ、更なる活用に向けた具体的な取組を進めること。